

各事業者の申請概要②（消耗品費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
潤滑油脂費	100	104	69	144.9%	39	30	92	42.4%
雑消耗品費	2,504	1,545	1,079	232.1%	2,169	2,292	1,761	123.2%
被服費	12	12	12	100.0%	6	7	13	46.2%
図書費	51	55	52	98.1%	25	71	78	32.1%
什器工具費	497	162	68	730.9%	98	128	239	41.0%
事務用品費	905	438	415	218.1%	1,033	1,091	546	189.2%
諸車等燃料費	19	20	26	73.1%	30	32	56	53.6%
水道光熱費	569	567	506	112.5%	199	218	173	115.0%
その他	451	292	-	-	779	746	657	118.6%
合計	2,604	1,649	1,148	226.8%	2,208	2,322	1,852	119.2%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要③（消耗品費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
潤滑油脂費	61	43	64	95.3%	77	68	48	160.4%
雑消耗品費	1,798	1,627	1,688	106.5%	275	209	399	68.9%
被服費	18	29	40	45.0%	2	1	9	22.2%
図書費	20	80	27	74.1%	9	9	19	47.4%
什器工具費	64	54	31	206.5%	19	28	60	31.7%
事務用品費	210	177	312	67.3%	9	5	23	39.1%
諸車等燃料費	266	430	156	170.5%	3	3	17	17.6%
水道光熱費	110	110	75	146.7%	136	63	101	134.7%
その他	1,109	746	1,046	106.0%	96	99	169	56.8%
合計	1,859	1,670	1,752	111.3%	351	276	447	78.5%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（消耗品費）

- 消耗品費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（補償費）

- 補償費は、契約・協定・覚書等による補償義務に基づき定期的・臨時的に支出する費用であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく汚染負荷量賦課金（定期的）、漁業補償費（定期的・臨時的）、かんがい補償費（定期的・臨時的）等が計上されている。
- 7事業者の申請原価は、現行原価と比較して、下回っている。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
定期的補償費	1,060	1,146	1,679	63.1%	443	412	438	101.1%	-	-	1,833	-
臨時的補償費	11	3	11	100.0%	60	233	265	22.6%	-	-	1,235	-
損害賠償費	0	0	11	0.0%	2	3	84	2.4%	9	21	353	2.6%
合計	1,071	1,149	1,701	63.0%	506	648	788	64.2%	9	21	3,420	0.3%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
定期的補償費	611	563	720	84.9%	650	690	877	74.1%
臨時的補償費	86	42	119	72.3%	221	209	206	107.3%
損害賠償費	59	3	2	2,950%	8	2	11	72.7%
合計	757	609	841	90.0%	879	900	1,094	80.3%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（補償費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
定期的補償費	377	404	653	57.7%	273	215	529	51.6%
臨時的補償費	12	33	17	70.6%	－	－	8	－
損害賠償費	7	0	8	87.5%	0	30	▲32	－
合計	396	438	679	58.3%	273	245	506	54.0%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（補償費）

- 補償費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ **賃借料**
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（賃借料）

- 賃借料は、事務所建物等の賃料、土地の使用料、車両・事務機器等のリース料等が計上されている。
- 東北電力・中国電力・四国電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
借地借家料	1,359	1,397	680	199.9%	6,525	6,508	2,263	288.3%	5,228	4,968	17,296	30.2%
道路占用料	10	11	342	2.9%	15	14	472	3.2%	—	—	—	—
水面使用料	3	3	1	300.0%	74	73	69	107.2%	—	—	—	—
線路使用料	638	734	179	356.4%	3,790	3,667	1,805	210.0%	—	—	—	—
設備賃借料	221	218	—	—	28	28	2	1,400%	—	—	—	—
電柱敷地料	—	—	484	—	—	—	1,263	—	—	—	—	—
線下補償料	—	—	—	—	—	—	326	—	—	—	—	—
機械賃借料	566	1,168	509	111.2%	111	1,724	35	317.1%	814	0	4,366	18.6%
雑賃借料	364	233	598	60.9%	484	558	563	86.0%	940	852	9,207	10.2%
合計	3,160	3,761	2,794	113.1%	11,027	12,572	6,797	162.2%	6,983	5,821	30,869	22.6%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京EPは2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※直近実績：2021年度実績値。

各事業者の申請概要② (賃借料)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
借地借家料	1,482	2,149	1,192	124.3%	1,381	1,436	751	183.9%
道路占用料	7	7	3	233.3%	5	5	3	166.7%
水面使用料	42	42	36	116.7%	50	50	44	113.6%
線路使用料	16	2	0	8,493%	—	—	0	—
設備賃借料	2	15	—	—	—	—	—	—
電柱敷地料	1	1	1	87.33%	—	—	0	—
線下補償料	—	—	—	—	—	—	0	—
機械賃借料	—	—	79	—	3,011	2,606	1,561	207.1%
雑賃借料	538	430	335	160.6%	222	278		
合計	2,087	2,645	1,647	126.7%	4,668	4,375	2,360	197.8%

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
借地借家料	2,822	2,932	1,424	198.2%	403	333	658	61.2%
道路占用料	3	3	—	—	3	3	16	18.8%
水面使用料	9	8	8	112.5%	11	12	▲7	▲157%
線路使用料	—	—	—	—	8	6	▲8	▲100%
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—
電柱敷地料	1	1	—	—	0	—	▲21	—
線下補償料	—	—	—	—	—	—	—	—
機械賃借料	144	202	369	39.0%	1	1	26	3.8%
雑賃借料	893	890	383	233.2%	64	57	187	34.2%
合計	3,872	4,036	2,184	177.3%	490	411	851	57.6%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時、四国は2013年改定時のもの。託送原価相当を除く。「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（賃借料）

- 賃借料については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1～4.（略）

5. **従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役及び顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等）**であって、電気事業を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、**原価への算入を認めない。**

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1) **社宅・寮等の賃借料**については、入居率が総務省統計局の「住宅・土地統計調査空き家率の算出」等の統計資料を指標としてこれを下回る部分や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ **委託費**
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（委託費）

- 委託費は、設備の運営・維持、システム開発・保守、構内管理等を社外に委託した業務に係る費用が計上されている。
- 北海道電力・北陸電力・中国電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力関係	587	199	743	79.0%	887	968	1,166	76.1%	-	-	2,613	-
火力関係	4,372	4,393	2,685	162.8%	7,566	7,156	6,829	110.8%	-	-	5,831	-
原子力関係	11,326	5,209	8,056	140.6%	12,892	15,319	17,009	75.8%	-	-	51,504	-
新エネルギー等関係	489	529	475	102.9%	127	112	179	70.9%	-	-	36	-
販売関係	9,408	7,269	5,759	163.4%	5,898	6,427	5,041	117.0%	60,432	53,798	25,174	240.1%
その他	8,347	6,153	1,647	506.8%	4,618	7,028	2,607	177.1%	9,915	7,333	52,762	18.8%
合計	34,530	23,751	19,366	178.3%	31,990	37,013	32,833	97.4%	70,347	61,131	137,920	51.0%

※出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（委託費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力関係	1,117	1,118	323	345.8%	1,290	1,672	569	226.7%
火力関係	1,087	750	984	110.5%	3,325	5,631	5,013	66.3%
原子力関係	8,204	4,850	3,651	224.7%	9,795	10,132	5,301	184.8%
新エネルギー等関係	5	26	-	-	13	9	-	-
販売関係	2,846	2,853	672	423.5%	2,780	2,688	1,481	187.8%
その他	6,043	4,532	1,555	388.6%	12,728	10,935	5,123	248.4%
合計	19,301	14,129	7,185	268.6%	29,930	31,068	17,488	171.1%

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力関係	1,257	1,127	912	137.8%	-	-	-	-
火力関係	3,877	3,607	4,494	86.3%	1,354	967	1,164	116.3%
原子力関係	7,803	6,026	15,044	51.9%	-	-	-	-
新エネルギー等関係	76	1	0	-	-	-	-	-
販売関係	5,908	5,127	1,912	309.0%	489	447	294	166.3%
その他	5,925	4,829	2,490	238.0%	597	697	1,799	33.2%
合計	24,847	20,717	24,852	99.98%	2,440	2,111	3,257	74.9%

※出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時、四国は2013年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（委託費）

- 委託費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

① その他経費の概要

② 廃棄物処理費

③ 消耗品費

④ 補償費

⑤ 賃借料

⑥ 委託費

⑦ **損害保険料**

⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金

⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金

⑩ 普及開発関係費

⑪ 養成費

⑫ 研究費

⑬ 諸費

⑭ 貸倒損

⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）

⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）

⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）

⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費

⑲ 電力費振替勘定（貸方）

⑳ 社債発行費

㉑ 審査における論点

㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（損害保険料）

- 損害保険料は、火力火災保険、原子力財産保険、原子力損害賠償補償契約、原子力施設賠償責任保険等が計上されている。
- 7事業者の申請原価は、現行原価と比較して、横ばいまたは下回っている。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力関係	1	0	6	16.7%	36	33	23	156.5%	-	-	0	-
火力関係	4	4	5	80.0%	82	77	58	141.4%	-	-	358	-
原子力関係(法定)	327	325	349	93.7%	609	598	602	101.2%	-	-	546	-
原子力関係(その他)	1	0	223	0.4%	-	-	121	-	-	-	103	-
新I核等関係	0	0	0	100.0%	7	6	4	175.0%	-	-	0	-
その他	11	17	26	42.3%	14	13	34	41.2%	3	8	900	0.3%
合計	345	346	609	56.7%	748	728	842	88.8%	3	8	1,906	0.2%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（損害保険料）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力関係	1	1	-	-	-	-	1	-
火力関係	59	47	20	295.0%	12	9	15	80.0%
原子力関係(法定)	302	302	87	347.1%	315	298	122	258.2%
原子力関係(その他)	8	▲27	341	2.3%	161	26	329	48.9%
新I社 ^等 関係	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	9	10	2	450.0%	5	55	15	33.3%
合計	380	335	449	84.6%	493	388	481	102.5%

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力関係	8	7	7	114.3%	-	-	-	-
火力関係	58	48	249	23.3%	6	8	6	100.0%
原子力関係(法定)	337	308	343	98.3%	-	-	-	-
原子力関係(その他)	37	26	223	16.6%	-	-	-	-
新I社 ^等 関係	0	0	-	-	-	-	-	-
その他	12	6	27	44.4%	0	0	20	1.5%
合計	453	396	850	53.3%	6	9	25	24.0%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（損害保険料）

- 損害保険料については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金**
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要（原子力損害賠償資金補助法一般負担金）

- 原子力損害賠償資金補助法一般負担金は、「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律」の規定に基づき、毎年度、原子力事業者から文部科学大臣に納付する負担金であり、負担金の額は、文部科学大臣が定める（東京・沖縄は計上無し）。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				北陸電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	6	6	-	-	13	12	-	-	6	6	-	-

	中国電力				四国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	6	6	-	-	6	6	-	-

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（原子力損害賠償資金補助法一般負担金）

- 原子力損害賠償資金補助法一般負担金については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（抜粋）

（一般負担金の徴収及び納付義務）

第四条 文部科学大臣は、条約第四条1（c）の規定によりその額が算定される拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者（原子炉の運転等をしているものに限る。以下この節において同じ。）から、毎年度、一般負担金を徴収する。

2 原子力事業者は、一般負担金を納付する義務を負う。

（一般負担金の額の算定方法）

第五条 各原子力事業者から徴収する一般負担金の額の算定方法は、条約第四条1（c）の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行為の種類その他の事情を考慮して、政令で定める。

（一般負担金の額の決定、通知等）

第六条 文部科学大臣は、前条の政令で定める一般負担金の額の算定方法に従い、各原子力事業者が納付すべき一般負担金の額を決定し、当該各原子力事業者に対し、その者が納付すべき一般負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、一般負担金の額を算定するため必要があるときは、原子力事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金**
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要（原賠・廃炉等支援機構一般負担金）

- 原賠・廃炉等支援機構一般負担金は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定に基づき、毎年度、原子力事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）へ納付する負担金であり、負担金の額は、機構が定める（東京・沖縄は計上無し）。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				北陸電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	6,806	6,466	6,520	104%	10,663	10,663	10,709	99.6%	5,676	5,676	-	-

	中国電力				四国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	5,175	5,175	-	-	7,755	7,755	6,520	118.9%

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（原賠・廃炉等支援機構一般負担金）

- 原賠・廃炉等支援機構一般負担金については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（抜粋）

（負担金の納付）

第三十八条 **原子力事業者**（次に掲げる者（これらの者であった者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、**機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。**

（負担金の額）

第三十九条 前条第一項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額（機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額（第五十二条第一項に規定する特別負担金額を除く。）の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。）に負担金率（一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 （略）

3 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

4 **機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。**

5 主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 **機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。**

7 （略）

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費**
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（普及開発関係費）

- 普及開発関係費は、電気の利用状況等のお客様周知に係る費用、発電所の理解促進のための費用（発電所見学会開催費、パンフレット制作費、PR館の運営費等）等が計上されている。
- 東北電力・四国電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

		北海道電力				東北電力				東京電力 E P			
		申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電気料金周知・需要抑制関連	電気料金メニュー等周知	—	—	32	—	423	417	1	42,300%	64	68	213	30.1%
	節電要請	—	—	—	—	659	—	—	—	1,503	—	33	4,614%
電気の安全周知関連		—	—	6	—	0	0	27	—	—	—	475	0.0%
発電所立地・エネルギー理解促進関連	情報提供（広告等）	44	35	53	83.0%	565	167	229	246.7%	—	—	210	—
	発電所施設見学会	1	0	14	7.1%	115	17	58	198.3%	—	—		
	地域共生活動	7	1	3	233.3%	286	232	18	1,589%	—	—		
	PR館の運営	195	157	186	104.8%	343	363	345	99.4%	—	—		
その他公益的 情報提供 関連	次世代教育支援	7	4	19	36.8%	39	32	41	95.1%	—	—	—	—
	HP等による情報提供	150	66	52	288.5%	92	50	40	230.0%	43	8	967	4.4%
	その他	41	49	11	372.7%	53	8	—	—	—	—	—	—
イメージ広告		—	1,142	—	—	—	767	—	—	—	—	—	—
オール電化等販売促進関連		—	1,363	—	—	—	4,886	—	—	—	12,956	—	—
PR館（販売）		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		446	2,818	377	118.3%	2,575	6,938	761	338.4%	1,611	13,032	1,897	84.9%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（普及開発関係費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

		北陸電力				中国電力			
		申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電気料金周知・需要抑制関連	電気料金メニュー等周知	19	32	4	475.0%	-	-	21	-
	節電要請	39	-	-	-	1	-	-	-
電気の安全周知関連		26	18	20	130.0%	-	-	4	-
発電所立地・エネルギー理解促進関連	情報提供（広告等）	154	46	228	92.1%	65	62	282	23.0%
	発電所施設見学会	56	0			18	1	55	32.7%
	地域共生活動	16	67	110	14.5%	1	-	-	-
	PR館の運営	106	78	54	196.3%	-	-	25	-
その他公益的 情報提供 関連	次世代教育支援	5	124	105	4.8%	10	5	24	41.7%
	HP等による情報提供	92	29	69	133.3%	15	10	8	187.5%
	その他	49	39	52	94.2%	2	2	26	7.7%
イメージ広告		-	332	242	-	-	832	889	-
オール電化等販売促進関連		-	2,536	5,534	-	-	2,128	4,953	-
PR館（販売）		-	-	67	-	-	17	-	-
合計		562	3,300	6,485	8.7%	111	3,058	6,287	1.8%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要③（普及開発関係費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

		四国電力				沖縄電力			
		申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電気料金周知・需要抑制関連	電気料金メニュー等周知	256	152	1	25,600%	-	63	-	-
	節電要請	49	108	4	1,225%	-	-	-	-
電気の安全周知関連		-	-	11	-	2	2	16	12.5%
発電所立地・エネルギー理解促進関連	情報提供（広告等）	45	68	56	80.4%	1	1	12	8.3%
	発電所施設見学会	73	6	137	53.3%	2	2	8	25.0%
	地域共生活動	22	15	30	73.3%	0	12	89	-
	PR館の運営	109	102	82	132.9%	23	35	4	575.0%
その他公益的 情報提供 関連	次世代教育支援	15	7	28	53.6%	18	15	35	51.4%
	HP等による情報提供	49	19	17	288.2%	5	5	13	38.5%
	その他	1	3	14	7.1%	-	2	-	-
イメージ広告		-	1,405	-	-	-	111	119	-
オール電化等販売促進関連		-	106	-	-	-	142	532	-
PR館（販売）		-	153	-	-	-	73	67	-
合計		619	2,143	381	162.5%	52	465	897	5.8%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（普及開発関係費）

- 普及開発関係費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、**普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）**、**寄付金及び団体費は原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、**規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない**。

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1) 略

- (2) **普及開発関係費**については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった**公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することを認める**。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、**販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない**。**オール電化関連の費用**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、**原価への算入を認めない**。P R館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、**原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める**。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費**
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（養成費）

- 養成費は、電気の安全・安定供給に必要な技術や知識の習得等のための研修費用や研修所施設の運営・維持管理費用等が計上されている。
- 東北電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
研修施設運営費	59	49	85	69.4%	155	158	122	127.0%	－	0	430	－
実務研修費	330	174	399	103.3%	690	247	325	212.3%	161	61	1,687	9.5%
一般研修費	37	28			117	96	93	125.8%	19	21	302	6.2%
その他	45	24			－	－	－	－	25	16	828	3.0%
合計	472	276	483	97.7%	962	501	540	178.1%	204	98	3,247	6.3%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
研修施設運営費	119	100	81	146.9%	124	107	144	86.1%
実務研修費	158	98	270	58.5%	237	497	470	50.4%
一般研修費	43	40	206	53.9%	28	21	68	41.2%
その他	68	74			143	157	208	68.8%
合計	389	311	556	70.0%	532	782	890	59.8%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時の。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（養成費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
研修施設運営費	79	68	120	65.8%	－	－	－	－
実務研修費	327	242	529	61.8%	26	4	36	72.2%
一般研修費	87	50	64	135.9%	10	14	82	12.2%
その他	27	16	12	225.0%	－	－	－	－
合計	520	377	725	71.7%	36	18	119	30.3%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（養成費）

- 養成費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費**
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（研究費）

- 研究費は、自社研究に係る費用、電力共通課題に対する共同研究のための費用（分担金）等を計上している。
- 7事業者の申請原価は、現行原価と比較して、横ばいまたは下回っている。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
自社研究費	303	288	350	86.6%	307	292	309	99.4%	803	286	9,700	8.3%
委託研究費	1,267	1,225	961	131.8%	3,111	3,035	2,665	116.7%	842	753	7,341	11.5%
電力中央研究所 分担金	1,028	1,037	625	164.5%	1,414	1,531	1,388	101.9%	192	238	7,113	2.7%
その他	240	189	336	71.4%	1,697	1,504	1,276	133.0%	650	514	229	238.8%
合計	1,570	1,513	1,311	119.8%	3,419	3,327	2,974	115.0%	1,644	1,039	17,040	9.6%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
自社研究費	172	205	220	78.2%	470	443	1,000	47.0%
委託研究費	1,019	1,047	1,114	91.5%	2,147	4,547	2,771	77.5%
電力中央研究所 分担金	947	951	565	167.6%	851	1,101	1,671	50.9%
その他	72	96	549	13.1%	1,297	3,446	1,099	118.0%
合計	1,192	1,252	1,334	89.3%	2,617	4,991	3,770	69.4%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（研究費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
自社研究費	1,890	1,998	1,715	110.2%	3	8	130	2.3%
委託研究費	562	659	505	111.3%	36	50	13	276.9%
電力中央研究所 分担金	560	657	499	112.2%	34	46	13	261.5%
その他	2	2	6	33.3%	2	3	-	-
合計	2,452	2,657	2,220	110.5%	39	58	143	27.3%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】自社研究費①

- 各事業者の自社研究費の織り込み状況は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力	15	14	29	51.7%	11	11	12	91.7%	－	－	269	－
火力	23	44	109	21.1%	136	54	133	102.3%	－	－	1,751	－
原子力	5	2	－	－	10	7	36	27.8%	－	－	2,876	－
新エネ	6	6	3	200.0%	20	6	1	2,000%	－	－	384	－
販売	65	49	38	171.1%	10	69	8	125.0%	－	－	132	－
その他	189	173	171	110.5%	120	145	119	100.8%	803	286	4,286	18.7%
合計	303	288	350	86.6%	307	292	309	99.4%	803	286	9,700	18.7%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力	2	－	15	13.3%	48	21	17	282.4%
火力	8	1	32	25.0%	161	138	573	28.1%
原子力	5	0	22	22.7%	10	8	193	5.2%
新エネ	1	0	－	－	5	2	－	－
販売	－	－	75	－	51	70	217	23.5%
その他	156	204	77	202.6%	194	204	－	－
合計	172	205	220	78.2%	470	443	1,000	47.0%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】自社研究費②

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力	158	119	119	132.8%	－	－	50	－
火力	450	422	388	116.0%	－	5	28	－
原子力	842	764	954	88.3%	－	－	－	－
新工ネ	4	－	－	－	－	－	－	－
販売	－	212	8	－	－	3	－	－
その他	435	481	247	176.1%	3	1	51	5.9%
合計	1,890	1,998	1,715	110.2%	3	8	130	2.3%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】自社研究費③

- 各事業者が料金原価に織り込んだ自社研究費の主な内訳は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		申請原価 (A)	今回原価に織り込んだ主な研究内容	【参考】 件数
北海道電力	水力	15	水力発電所保守技術のデジタルトランスフォーメーション(DX)、水力発電所改修に伴う流況変化予測の高度化 など	5
	火力	23	火力発電所タービン・ボイラ設備等の余寿命診断技術、取放水路付着生物対策 など	11
	原子力	5	新規放射性物質吸着剤開発	1
	新エネルギー	6	木質バイオマスを原料とした水素製造装置開発および事業モデル検討	2
	販売	65	再エネ等エネルギーマネジメントシステム開発および事業モデル検討、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)省エネ など	13
	その他	189	送配電設備保守高度化、ドローン用途拡大、ブルーカーボン(海藻に取り込まれた炭素) 事業要素技術開発 など	51
東北電力	水力	11	水力発電所におけるIoT等の最新情報技術の適用性調査研究 など	13
	火力	136	石炭火力発電所におけるブラックペレット混焼研究・ガス火力発電所における水素/アンモニア混焼研究 など	29
	原子力	10	BWRにおける金属材料の高経年化対策に関する研究、小型軽水炉の適用性検討研究 など	68
	新エネルギー	20	浮体式洋上風力発電に関する研究、風力設備の運用・保守に係る調査・研究 など	5
	販売	10	福島県果樹剪定材のバイオマス発電燃焼研究、自家消費型PVと蓄電池を組み合わせたエネルギーマネジメントシステムの開発研究 など	5
	その他	120	CO2メタン化の実用化に向けた研究、再生可能エネルギーの出力変動対策等に向けた水素製造システムの評価研究 など	53
東京電力EPC	水力	-	-	-
	火力	-	-	-
	原子力	-	-	-
	新エネルギー	-	-	-
	販売	-	-	-
	その他	803	デマンドレスポンスに関するアルゴリズム開発 など	9

【参考】自社研究費④

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		申請原価 (A)	今回原価に織り込んだ主な研究内容	【参考】 件数
北陸電力	水力	2	水力発電設備の機能維持対策	1
	火力	8	火力発電設備の機能維持対策	4
	原子力	5	原子力発電設備の耐久性に関する研究	1
	新エネルギー	1	洋上風力発電システムの開発に関する研究	1
	販売	—	—	—
	その他	156	分散電源・大容量蓄電池等の活用技術の高度化に関する研究	25
中国電力	水力	48	水力発電システムへのIoT・ICT適用による保安業務の省力化・合理化に関する研究 など	3
	火力	161	石炭火力微量物質の溶出抑制による石炭燃料費の低減に関する研究 など	19
	原子力	10	原子力発電所における弾塑性挙動を考慮した機器配管系の地震応答評価法の研究 など	4
	新エネルギー	5	洋上風力設備点検のためのドローン位置制御に関する研究 など	3
	販売	51	再生可能エネルギーの面的融通実証、需要サイドからのエネルギー利用最適化に関するサービス開発 など	6
	その他	194	脱炭素社会の実現に向けた水素を含めた分散型エネルギーマネジメントシステムの開発 など	22

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】自社研究費⑤

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		申請原価 (A)	今回原価に織り込んだ主な研究内容	【参考】 件数
四国電力	水力	158	斜流水車の水車性能向上ならびに設備簡素化に関する研究、ダムによる土砂遮断に伴う下流河川環境への影響に関する研究 など	11
	火力	450	火力発電所のスマート保安技術に関する研究、火力発電所の海水取水設備の防汚対策に関する研究 など	19
	原子力	842	原子力発電所の耐震強度評価技術や配管減肉予測技術の研究、定期検査における試験・検査の改善研究 など	100
	新エネルギー	4	浮体式洋上風力導入のための係留技術・電気システム研究 など	1
	販売	—	—	—
	その他	435	四国地域における地震等の自然災害に関する研究、カーボンニュートラル実現に向けた研究 など	15
沖縄電力	水力	—	—	—
	火力	—	—	—
	新エネルギー	—	—	—
	販売	—	—	—
	その他	3	・電源計画に関する研究 ・自社研究に係る諸雑費等	7

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】電中研分担金①

- 各事業者の電中研分担金の織り込み状況は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B) 注	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力	28	32	20	140.0%	1	23	62	1.6%	—	—	248	—
火力	99	127	140	70.7%	185	183	448	41.3%	—	—	1,533	—
原子力	537	581	225	238.7%	984	482	784	125.5%	—	—	2,614	—
新エネ	29	—	16	181.3%	48	0	57	84.2%	—	—	178	—
販売	81	64	43	188.4%	56	32	27	207.4%	—	—	—	—
その他	254	233	182	139.6%	139	811	10	1,390%	192	238	2,538	7.6%
合計	1,028	1,037	625	164.5%	1,414	1,531	1,388	101.9%	192	238	7,113	2.7%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力	31	—	—	—	41	—	—	—
火力	69	—	—	—	106	—	—	—
原子力	505	—	—	—	654	—	—	—
新エネ	—	—	—	—	26	—	—	—
販売	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	343	—	—	—	24	—	—	—
合計	947	951	565	167.6%	851	1,101	1,671	50.9%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】電中研分担金②

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
水力	19	21	22	86.4%	—	—	—	—
火力	60	84	164	36.6%	—	—	—	—
原子力	415	432	265	156.6%	—	—	—	—
新エネ	9	—	13	69.2%	—	—	—	—
販売	—	17	9	—	—	—	—	—
その他	57	102	26	219.2%	34	46	13	261.5%
合計	560	657	499	112.2%	34	46	13	261.5%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】電中研分担金③

- 各事業者が料金原価に織り込んだ自社研究費電中研分担金の主な内訳は以下のとおり。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		申請原価 (A)	今回原価に織り込んだ主な研究内容	【参考】 件数
北海道電力	水力	28	水車劣化診断技術、ダム堆砂管理技術、パワーエレクトロニクス（電力を変換・制御する技術）設備劣化診断技術 など	13
	火力	99	石炭ガス化複合発電プラント（IGCC）低コスト化、石炭灰製品開発、CO2分離技術開発、CCUS（分離・貯留したCO2の利用）、環境アセスメント など	38
	原子力	537	低線量放射線の生物影響、地盤の耐震安全性・断層活動性評価手法 など	60
	新エネルギー	29	洋上風力発電に係る課題解決（環境影響、運転データによる状態監視ほか）、地熱 など	8
	販売	81	再エネ大量導入に対応した需給調整、蓄電池・水素・燃料電池による系統安定化 など	21
	その他	254	電力共通の送配電設備保守技術高度化、サイバーセキュリティ対応、AI・データサイエンス（DS）技術適用 など	79
東北電力	水力	1	水中ドローンによる水車点検手法に関する研究、流体過渡現象解析プログラムの開発研究 など	3
	火力	185	10万時間超の領域における高クロム鋼のクリープ寿命評価法の開発、10万時間超の領域におけるSuper 304鋼に関するクリープ寿命評価法の開発 など	27
	原子力	984	生物化学過程を考慮した原子燃料輸送物の仮想海没時の影響評価、レベル3PRAモデルの適用に向けた検討 など	58
	新エネルギー	48	既設水力設備の構造健全性、パワー半導体素子の加速劣化・寿命推定技術の開発 など	12
	販売	56	カーボンニュートラル達成に向けた高性能ヒートポンプを核とする電化・省エネ技術の開発 など	2
	その他	139	電力分野におけるサイバーセキュリティインシデントへの対応能力の向上、ゼロトラスト・セキュリティ技術動向調査 など	14
東京電力E P	水力	—	—	—
	火力	—	—	—
	原子力	—	—	—
	新エネルギー	—	—	—
	販売	—	—	—
	その他	192	レジリエンス性を考慮した職住環境の便益向上・電化促進基盤技術の開発 など	35

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】電中研分担金④

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		申請原価 (A)	今回原価に織り込んだ主な研究内容	【参考】 件数
北陸電力	水力	31	自然災害や経年劣化に対する水力発電設備のリスク評価 など	13
	火力	69	脱炭素化に向けた火力発電設備の運用変化の影響評価 など	30
	原子力	505	原子力発電設備の安全性評価 など	58
	新エネルギー	—	—	—
	販売	—	—	—
	その他	343	電力流通設備の再エネ大量導入対策やレジリエンス強化 など	124
中国電力	水力	41	水力増発電支援技術の確立と適用、水力土木設備の自然災害リスク評価・対策に関する研究 など	11
	火力	106	火力発電プラントの運用変化に対応した給水処理法の構築、水素・アンモニアの火力発電利用に向けた評価手法の構築 など	30
	原子力	654	原子炉圧力容器の健全性評価手法の高度化、断層活動性評価手法の適用性拡大・合理化 など	59
	新エネルギー	26	脱炭素技術の大量導入に向けた社会的受容性評価とエネルギー需給のシナリオ分析 など	8
	販売	—	—	—
	その他	24	カーボンニュートラル実現に向けた電気利用拡大と需給協調方策に関する調査 など	5

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

【参考】電中研分担金⑤

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

		申請原価 (A)	今回原価に織り込んだ主な研究内容	【参考】 件数
四国電力	水力	19	水力発電設備の自然災害リスク評価・対策に関する研究 など	12
	火力	60	火力発電プラントの運用変化に対応した給水処理法の研究 など	31
	原子力	415	原子炉圧力容器の健全性評価手法の高度化研究 など	59
	新エネ	9	洋上風力発電のための立地評価手法研究 など	3
	販売	—	—	—
	その他	57	CO2排出削減のためのカーボンリサイクル研究 など	13
沖縄電力	水力	—	—	—
	火力	—	—	—
	新エネ	—	—	—
	販売	—	—	—
	その他	34	水素・アンモニアの利活用に向けた研究 など	150

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

関係法令における規定（研究費）

- 研究費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

(1)～(4) 略

(5) **研究費における一括分担金**のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、**個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価への算入を認めない。**

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ **諸費**
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（諸費）

- 諸費は、電話回線料・郵送料などの通信運搬費、旅費、団体費、手数料等を計上している。
- 北海道電力・東北電力・東京電力EP・北陸電力・四国電力は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
通信運搬費	2,225	2,141	1,865	119.3%	3,713	4,282	2,134	174.0%	8,352	7,833	5,295	157.7%
旅費	766	472	780	98.2%	1,362	1,131	634	214.8%	431	297	2,956	14.6%
寄付金	—	90	—	—	—	29	—	—	—	178	—	—
団体費	416	688	252	165.1%	516	1,195	273	189.0%	0	28	477	0.0%
その他諸費	5,791	5,144	1,846	313.7%	13,832	12,909	4,262	324.5%	8,978	9,348	3,136	286.3%
諸手数料	319	314	254	125.6%	482	473	431	111.8%	127	134	166	76.5%
その他	5,472	4,830	1,592	343.7%	13,350	12,436	3,831	348.5%	8,851	9,214	2,970	298.0%
合計	9,198	8,535	4,743	193.9%	19,424	19,547	7,303	266.0%	17,761	17,685	11,864	149.7%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（諸費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
通信運搬費	2,183	1,938	1,187	183.9%	5,055	4,237	999	506.0%
旅費	494	298	284	173.9%	669	467	806	83.0%
寄付金	—	12	63	—	—	24	342	—
団体費	346	628	354	97.7%	417	849	423	98.6%
その他諸費	2,339	2,414	687	340.5%	9,828	7,747	12,209	80.5%
諸手数料	517	370	21	2461.9%	1,708	1,208	102	1674.5%
その他	1,822	2,044	666	273.6%	8,121	6,539	12,107	67.1%
合計	5,362	5,290	2,575	208.2%	15,970	13,325	14,780	108.1%

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
通信運搬費	1,988	1,798	1,427	139.3%	168	148	228	73.7%
旅費	305	259	546	55.9%	77	41	157	49.0%
寄付金	—	36	—	—	—	5	262	—
団体費	283	719	307	92.2%	4	89	95	4.2%
その他諸費	4,485	3,609	1,792	250.3%	277	172	1,670	16.6%
諸手数料	456	355	127	359.1%	179	130	49	365.3%
その他	4,029	3,254	1,665	242.0%	98	42	1,621	6.0%
合計	7,062	6,421	4,072	173.4%	527	454	2,411	21.9%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

【参考】団体費①

- 各事業者の団体費の織り込み状況は、以下のとおり。
- なお、前回値上げ認可時（2012年、2013年）では、海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、世界原子力発電事業者協会東京センター、日本卸電力取引所、地域共同防災協議会については、事業目的など、合理的な理由を確認の上、原価算入を認めている。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

団体名称	申請原価						
	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
海外電力調査会	55	85	20	53	32	27	4
海外再処理委員会	4	12	14	6	30	33	—
原子力安全推進協会	221	323	—	199	270	140	—
世界原子力発電事業者協会東京センター	78	70	—	87	70	42	—
日本卸電力取引所	0	—	0	0.5	0	1	—
北海道地区広域共同防災協議会	10	—	—	—	—	—	—

【参考】団体費②

- 北海道電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
原子力エネルギー協議会	設立：2018年 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、電事連、電源開発、日本原子力発電、電中研、日本電機工業会等	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力産業全体で共通課題の解決に取り組み、原子力事業者の効果的な安全対策の導入を促す。 ・安全向上という共通の目的の下、規制当局と対話する。 ・さまざまなステークホルダーと安全性向上の取り組みに関するコミュニケーションを行う。 	原子力発電所の安全性・信頼性を継続的に向上させるために必要不可欠な最新の知見や運転経験を広く収集し、発電所の運営に役立てることができることから、原子力安全のために必要な費用として原価に算入。	20
原子力緊急事態支援組織	支援組織の整備：2013年1月 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害発生時に、速やかに発電事業所へ資機材、要員を派遣し、発電事業者と協働して高放射線量下での原子力災害に対応する。 ・通常時には、原子力災害対応用遠隔操作ロボット等を集中的に配備・管理し、原子力事業所要員に対する操作訓練を実施する。 	原子力災害時における事故対応のサポートおよび原子力事業所要員に対する操作訓練を行うことから原子力安全のために必要な費用として原価に算入。	26
電力ISAC	設立：2017年 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、電事連、電源開発、東京ガス、大阪ガス等39社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力システムの運用を担う一般送配電事業者と、発電事業等の電力システムに連係する事業者等においてサイバーセキュリティに関する取り組みを推進する。 	電力の安定供給に重要な役割を担う事業者間で、サイバーセキュリティに関する情報を交換、分析することにより、事故の未然防止、発生した事故に対する迅速な対応を行うことは安定供給に必要であることから原価に算入。	2

【参考】団体費③

- 東北電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
原子力エネルギー協議会	<p>設立：2018年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし小売電気事業者（9社 ※） ・電気事業連合会、電源開発(株)、(一財)電力中央研究所、東芝エネルギーシステムズ(株)、(一社)日本原子力産業協会、日本原子力発電(株)、(一社)日本電機工業会、(株)日立製作所、三菱重工業(株)、三菱電機(株) <p>【全19社・団体】</p>	原子力産業界における世界最高水準の安全性を追求し、国内事業者に対する評価や改善支援を実施	<p>原子力エネルギー協議会は、原子力産業界における自律的かつ継続的な安全性確保に向けた取組みを定着させていくことを目的に、メーカーを含む原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用し、規制当局等とも対話を行いながら、効果ある安全対策を立案し、原子力事業者の現場への導入を促す組織である。</p> <p>当社としても、自ら参画することで、原子力事業所間の連携や知見獲得、原子力発電所の一層の安全性向上に必要不可欠であることから、必要な費用として原価に算入。</p>	27

※沖縄電力を除く。

【参考】団体費④

- 東京電力EPによれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
福島相双復興推進機構	<p>設立：2015年8月12日 正会員： 一般社団法人 日本経済団体連 合会、公益社団法人 経済同友 会、日本商工会議所、全国商工 会連合会、全国中小企業団体中 央会、一般社団法人 東北経済 連合会、一般社団法人 全国銀 行協会、東京電力ホールディン グス株式会社 賛助会員： 一般社団法人 全国信用金庫協 会、一般社団法人 全国信用組 合中央協会</p>	<p>(1)「相談型支援」事業 ①「個別訪問」事業 事業者を個別に訪問し、現状や課題、 今後の事業に係る意向等について、 話を伺い、相談を受ける等の取組を 実施 ②「事業再開・再生支援」事業 事業再開・継続、承継・転業等、事 業者が抱える課題について、専門家 等によるきめ細やかな支援を実施</p> <p>(2)「復興・創生」事業 ①東日本大震災当時、当該地域に 居住していた方々、とりわけ高齢者の 生活再建に向け、生業回復、生活環 境整備等に関する取組を実施 ② 当該地域において、復興を通じた 新たなまちづくりが実現できるよう、自 治体による復興・まちづくり計画の策 定・実行へ向けた活動に関する支援 を実施 ③ 当該地域への住民帰還の促進を 含む本格的な復興に向け、働く場所 や買い物環境等を整備できるよう、新 たな産業・人材の呼び込みと起業促 進を図るための取組を実施</p> <p>(3) その他、目的を達成するために必 要な事業</p>	<p>わが社の存続理由である、「福島への責 任を貫徹する」という目的のため、福島 の支援事業への支出は必要不可欠であ ると考えている。</p>	318

【参考】団体費⑤

- 北陸電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
電力広域的運営推進機関	設立：2015年 加入組織：電力会社、ガス会社等	電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的として、電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者等の会員へ電気の供給の指示等を実施。	小売電気事業者および発電事業者は本機関の会員である必要があることから、年会費を必要な費用として原価に算入。	0.01

【参考】団体費⑥

- 中国電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
地域協同防災協議会	・石油会社 ・化学メーカーなど	法令に基づく防災資機材の共同運用を各々の団体で実施。	本協議会は、石油コンビナート等災害防止法に基づき特別防災区域に所在する事業者が義務付けられている防災資機材を共同運用するなど自衛防災活動に必要な経費として原価に算入。	15
水島コンビナート地区 保安防災協議会	設立：1968年			
瀬戸内地区広域共同 防災協議会	設立：2008年			

【参考】団体費⑦

- 四国電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
原子力エネルギー協議会	設立：2018年7月 ・みなし小売電気事業者（9社 ※） ・電源開発 ・ガス会社 ・エネルギー会社など	・原子力事業者の自立的かつ継続的な安全性向上の取組みを、高い水準で引き上げていくため、以下の活動を実施 ・国内外の最新知見等をもとにした原子力の安全に関し、原子力産業界として取り組むべき課題の特定 ・安全対策等の決定 ・原子力事業者の安全対策の実施状況の評価・公開	・本協議会は、原子力産業界全体の知見・リソースを活用し、規制当局と対話しながら、効果ある安全対策を立案しており、当社は、それらを伊方発電所へ導入することにより、発電所の安全性向上を図っている。 ・規制の枠に留まらない自立的かつ継続的な安全性向上の取組を定着させる本協議会の活動は、当社の原子力の安全性向上に資するものであることから、必要な費用として原価に算入。	12
日本原子力発電（緊急事態時支援組織）	支援組織の整備：2013年1月 ・みなし小売電気事業者（9社 ※） ・電源開発 ・日本原燃	・事故収束活動にあたる遠隔操作ロボット等の資機材の集中的な管理・運用 ・事故時の現場状況の偵察、空間線量率の測定、がれきの撤去等、事故発生事業者の緊急対応活動支援	本組織は、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令」への対応として、設置された組織であり、原子力のさらなる安全性向上を目指し、原子力事業者が共同で運営している。 原子力防災体制の強化において、同組織は重要な役割を担うことから、必要な費用として原価に算入。	17
原子力環境整備促進・資金管理センター	設立：1976年10月 ・みなし小売電気事業者（9社 ※） ・日本原子力発電	・原子燃料サイクル推進基金※の運営・管理の実施	本法人は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく国の指定を受け、最終処分積立金の資金管理業務を行うほか、原子力発電所を保有する電気事業者と契約締結し、原子燃料サイクル推進基金の運営・管理業務を実施している。 原子力事業を円滑に運営していくためには、原子燃料サイクルの着実な推進が重要であるため、原子燃料サイクル推進基金の運営・管理に係る費用について、必要な費用として原価に算入。	11
電力広域的運営推進機関	設立：2015年4月 ・電力10社 ・電源開発 ・日本原子力発電 ・ガス会社 ・エネルギー会社 など	電源の広域的な活用に必要な送電網の整備を進めるとともに、電力の需給状況を監視し、需給状況が悪化した電気事業者に対し、他の電気事業者からの電力供給の指示等を実施	電気事業法により、電気事業者は広域機関への加入が義務付けられていることから、加入者が同機関に納付しなければならない会費について、必要な費用として原価に算入。	0.01

※沖縄電力を除く。

【参考】団体費⑧

- 沖縄電力によれば、今回の申請で、以下の団体を原価に算入している。

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

団体名称	主な参加企業	主な事業内容	原価算入の理由	申請原価
電力広域的運営推進機関	設立：2015年4月 ・一般送配電事業者 ・小売電気事業者 ・発電事業者 等	・需給計画・系統計画の取りまとめ ・新規電源の接続の受付や系統情報 の公開 等	電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的に設立されており、必要な費用として原価に算入。	0.01

関係法令における規定（諸費）

- 諸費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第1節 基本的考え方

1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、**寄付金及び団体費は原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、**規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない**。

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
 - (1)・(2) 略
 - (3) **寄付金**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、**原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
 - (4) **団体費**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、**原価への算入を認めない**。ただし、**合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める**。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ **貸倒損**
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（貸倒損）

- **貸倒損**は、大別すると、以下2つの費用から構成される。
 - ①売上債権等（例：未回収の電気料金）の**回収漏れが発生した場合の損失（費用）**
 - ②現時点で売上債権等の回収漏れは発生していないものの、将来の回収漏れリスクを踏まえ、**貸倒引当金の増額等を行う場合の費用**
- 仮に、原価算定期間中に、**回収漏れリスクを抱える売上債権の増加が見込まれる場合**、これに対応するための**貸倒引当金の増額等に伴う費用（貸倒損）が料金原価に算入**される。一方、当該費用は、原価算定期間後も料金原価に含まれるため、**回収漏れリスクを抱える売上債権が将来的に減ることが予想される場合、過大な費用が固定化される可能性**がある。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
貸倒発生額	501	296	601	83.4%	753	391	642	117%	4,027	2,087	2,242	179.6%
貸倒引当額	105	227	30	350.0%	104	▲50	2	6,527%	922	1,106	150	614.7%
合計	606	523	630	96.2%	857	341	644	133%	4,949	3,193	2,392	206.9%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
貸倒発生額	134	62	174	77%	3	26	471	1%
貸倒引当額	13	39	▲12	-	360	237	3	12,000%
合計	147	101	162	91%	363	263	474	77%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。
 ※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年改定時のもの。託送原価相当を除く。
 ※「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（貸倒損）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
貸倒発生額	200	109	210	95%	66	78	116	57%
貸倒引当額	6	74	3	200%	5	31	▲29	－
合計	206	184	213	97%	71	109	88	81%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（貸倒損）

- 貸倒損については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ **共有設備費等分担額、同（貸方）**
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（共有設備費等分担額、同（貸方））

- 共有設備費等分担額、同（貸方）は、電力会社が第三者と共有する設備（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の維持管理費用等のうち、相手方に支払う分担金と相手方からもらい受ける分担金（貸方）を計上している。
- 電力会社が第三者と共有する設備について、例えば、発電所における共有道路・工業用水取水施設・共有護岸・ダム堰堤が挙げられる。
- 各事業者は、維持管理計画・契約書（負担率）・過去実績に基づき算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
共有設備費等分担額	228	227	236	97%	413	459	357	116%	-	-	1,870	-
共有設備費等分担額 (貸方)	▲14	▲13	▲15	93%	▲17	▲21	▲44	39%	-	-	▲15	-

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
共有設備費等分担額	150	220	47	320%	234	239	181	129%
共有設備費等分担額 (貸方)	▲4	▲2	-	-	▲30	▲39	▲39	77%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。
 ※「現行原価」：北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。「直近実績」：2021年度実績値。

各事業者の申請概要②（共有設備費等分担額、同（貸方））

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
共有設備費等分担額	279	248	288	97%	-	-	-	-
共有設備費等分担額 (貸方)	▲245	▲349	▲191	128%	-	-	-	-

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（共有設備費等分担額、同（貸方））

- 共有設備費等分担額、同（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ **建設分担関連費振替額（貸方）**
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要（建設分担関連費振替額（貸方））

- 建設分担関連費振替額（貸方）は、電気事業及び附帯事業の建設工事に間接に関連して要した費用（一般管理部門の費用）を建設仮勘定等に振り替えるものである。
- 各事業者は、予定工事に過去実績（振替率）を乗じて算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
建設分担関連費振替額(貸方)	▲50	▲13	▲135	37%	▲295	▲317	▲294	100%	▲45	▲11	▲353	12.7%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
建設分担関連費振替額(貸方)	▲173	▲40	▲3	5,767%	▲398	▲197	▲98	406%

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
建設分担関連費振替額(貸方)	▲15	▲170	▲19	79%	▲11	▲4	▲60	18%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（建設分担関連費振替額（貸方））

- 建設分担関連費振替額（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ **附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）**
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要（附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方））

- 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）は、附帯事業の営業に間接に関連して要した費用（一般管理部門の費用）を附帯事業営業費用に振り替えるものである。
- 各事業者は、附帯事業営業費用予定に過去実績（振替率）を乗じるなどにより算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方）	▲24	▲24	▲3	800%	▲98	▲84	▲31	316%	▲469	▲469	▲513	91.4%

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方）	▲12	▲12	▲2	600%	▲250	▲117	▲117	214%

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方）	▲110	▲56	▲117	94%	▲36	▲31	▲5	720%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方））

- 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ **原子力廃止関連仮勘定償却費**
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要①（原子力廃止関連仮勘定償却費）

- 「原子力廃止関連仮勘定償却費」とは、円滑な廃炉を促す環境を整備する観点から措置された廃炉会計制度の一つであり、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額等に関し、廃炉時に一括して費用計上するのではなく、資産計上（原子力廃止関連仮勘定）した上で、一定期間をかけて償却・費用化するものである。

※資産計上にあたっては、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 原子力廃止関連仮勘定に計上することができる対象は以下のとおり。
 - ✓ 原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）
 - ✓ 原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額
 - ✓ 原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び核燃料の解体に要する費用
- 「原子力廃止関連仮勘定償却費」は、託送料金の仕組みを利用して廃炉円滑化負担金相当収益（控除収益）によって費用回収するものであり、託送料金による回収開始時期（2020年10月）の残存簿価を基に算定（10年定額償却）する。
- なお、中国電力（島根1号機）は、廃炉会計制度上の措置に基づき2015～18年度に償却を実施・完了しているため、今回申請原価に計上はない。

各事業者の申請概要②（原子力廃止関連仮勘定償却費）

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	東北電力（女川1号機）				四国電力（伊方1号機）				四国電力（伊方2号機）			
	資産残高	申請原価 (A)	現行原価 (B)	増減 (A/B)	資産残高	申請原価 (A)	現行原価 (B)	増減 (A/B)	資産残高	申請原価 (A)	現行原価 (B)	増減 (A/B)
原子力発電設備	224	22	-	-	1,285	128	-	-	1,181	118	-	-
建設仮勘定	4,218	422	-	-	2,673	267	-	-	709	71	-	-
核燃料	4,645	465	-	-	7,165	716	-	-	6,370	637	-	-
使用済燃料再処理等 抛出金費	13,433	1,343	-	-	4,584	458	-	-	9,953	995	-	-
核燃料の解体に要する 費用	1,895	189	-	-	4,660	466	-	-	4,750	475	-	-
合計	24,414	2,441	-	-	20,367	2,037	-	-	22,963	2,296	-	-

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「資産残高」：2020年10月末時点。

※「現行原価」：東北・四国は2013年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

関係法令における規定（原子力廃止関連仮勘定償却費）

- 原子力廃止関連仮勘定償却費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）（抜粋）

（原子力廃止関連仮勘定に関する特例）

第二十八条の五 対象発電事業者は、その運用する原子炉を廃止するために法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする場合において、**原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額**（原子力特定資産簿価を除き、**建設仮勘定に計上された固定資産**（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び**当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額**（処分見込額を除く。）（以下「原子力廃止関連仮勘定簿価」という。）並びに**当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額**（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を**原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、振り替え、又は計上しようとする資産等の項目について経済産業大臣の承認を受けなければならない。**この場合において、原子力廃止関連仮勘定簿価に振り替えようとする資産項目は原子力廃止関連準備資産として区分して整理する。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）**
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要（電力費振替勘定（貸方））

- 電力費振替勘定（貸方）は、建設工事・附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応ずる金額を、電気事業営業費用から控除するものである。各事業者は、計画電力量と電力単価を基に算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電力費振替額(貸方)	▲26	▲5	▲28	93%	▲120	▲314	▲143	84%	-	-	▲108	-

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電力費振替額(貸方)	-	▲12	-	-	▲2,225	▲1,044	▲289	770%

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
電力費振替額(貸方)	▲287	▲322	▲176	163%	▲1	▲0	▲21	5%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（電力費振替勘定（貸方））

- 電力費振替勘定（貸方）については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. **一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）**については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ **社債発行費**
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ 審査の結果

各事業者の申請概要（社債発行費）

- 社債発行費は、社債発行に際してかかる費用であり、金融機関・証券会社の取扱手数料、社債管理者へ支払う業務委託費用、監査法人に対して支払うコンフォートレターの作成費用等が計上されている。各事業者は、社債発行の見通しや過去実績に基づき算定している。

（単位：百万円、単位未満四捨五入）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
社債発行費	373	245	116	322%	447	430	187	240%	8	1	-	-

	北陸電力				中国電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
社債発行費	352	273	100	352%	529	920	119	445%

	四国電力				沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
社債発行費	231	245	47	492%	14	12	28	50%

出典：事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」：北海道・東北・四国は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価相当を除く。

※「直近実績」：2021年度実績値。

関係法令における規定（社債発行費）

- 社債発行費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2節 営業費

5. 一般経費（委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等）については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点**
- ㉒ 審査の結果**

審査における論点①（その他経費）

【共通】

- その他経費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっているが、今回の申請がそれに沿ったものとなっているか。
- また、料金審査要領において、原価への算入を認めないこととされている費用については、今回の申請に織り込まれていないか。

【個別論点の例】

- 廃棄物処理費について、中国電力は2021年度の灰発生率をベースに、2022年度上期の**実績及び2023年度の灰発生率の増加見込み**を加算して、灰処理費を算定しているが、これをどのように考えるか。
- 脱炭素化に関する費用について、料金審査要領に記載は無いところ、委託費・普及開発関係費・研究費などに多くの案件が含まれているが、電気事業の運営に必要不可欠なもののみ原価に織り込まれているか。
- 研究費などにおいて、販売促進を目的とした費用が原価に算入されていないか。
- 普及開発関係費について、電気事業の運営に当たって厳に必要なものであるか。特に、東北・四国では、前回の料金値上げ（2013年）の原価を大きく上回る普及開発関係費が織り込まれている。

（続く）

審査における論点②（その他経費）

（続き）

- 賃借料について、事務所用ビルの賃料などは、周辺物件の賃料水準と比較して、適切な水準となっているか。
- 団体費について、料金審査要領において、「合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める」こととなっているが、今回の料金改定申請に織り込んだ団体について、その織り込み理由は合理的か。また、当該費用の額・内容が公表されていない場合、これをどのように考えるか。
- 貸倒損について、一時的な特例措置によって未回収の電気料金等の売上債権が増加し、貸倒引当金の増額等が必要となる場合が考えられるが、このような一時的な特例措置に伴う費用を料金原価に算入することについて、どのように考えるか。

【6-10. その他経費】

- ① その他経費の概要
- ② 廃棄物処理費
- ③ 消耗品費
- ④ 補償費
- ⑤ 賃借料
- ⑥ 委託費
- ⑦ 損害保険料
- ⑧ 原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- ⑨ 原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- ⑩ 普及開発関係費
- ⑪ 養成費
- ⑫ 研究費
- ⑬ 諸費
- ⑭ 貸倒損
- ⑮ 共有設備費等分担額、同（貸方）
- ⑯ 建設分担関連費振替額（貸方）
- ⑰ 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）
- ⑱ 原子力廃止関連仮勘定償却費
- ⑲ 電力費振替勘定（貸方）
- ⑳ 社債発行費
- ㉑ 審査における論点
- ㉒ **審査の結果**

審査の結果①（その他経費／廃棄物処理費）

■北海道電力

- 苫小牧発電所で使用するアンモニア購入単価について、実績単価を上回る部分を料金原価から減額する。

■東北電力

- 能代火力発電所で使用するアンモニア購入単価について、実績単価を上回る部分を料金原価から減額する。

■中国電力

- 石炭灰処理費の算定根拠となる灰発生率について、他事業者と異なる方法で算定していたが、過去の実績値を基に算定しているものであることを確認した。

■沖縄電力

- 石炭灰処理に係る契約単価について、実績単価を上回る部分を料金原価から減額する。

審査の結果②（その他経費／消耗品費）

■北海道電力

- 図書費について、他の事業者の1人当たりの費用と比較し、過大となっている部分を料金原価から減額する。
- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている机・椅子・家電の買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。

■東北電力

- 図書費について、他の事業者の1人当たりの費用と比較し、過大となっている部分を料金原価から減額する。
- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている机・椅子・家電の買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。
- 印刷費、封筒作成等に係る費用については、直近実績を上回る部分を料金原価から減額する。

審査の結果③（その他経費／消耗品費）

■東京電力

- カスタマーセンター運営に伴う恒常的な事務用品などは、直近実績に、原価算定期間で追加的に費用の発生が見込まれるものを加えた額を上限として、上限超過分は料金原価から減額する。
- 社内PCやコピー用紙などの購入費用について、単価などの根拠が不明な部分は、料金原価から減額する。

■北陸電力

- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれているPHSやPCなどの買い替え分は、原価算定期間に発生する見込みが無いため、当該実績値から控除した上で再算定し、料金原価から減額する。
- 事務用品費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている帳票作成費用やソフトウェアライセンス料は、原価算定期間に発生する見込みが無いため、当該実績値から控除した上で再算定し、料金原価から減額する。
- 設備保全システムの改修に伴うライセンス追加購入費用について、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。
- 新聞や書籍などの購入費について、自主カット分を適切に反映出来ていなかったことから、当該分を料金原価から減額する。

審査の結果④（その他経費／消耗品費）

■ 中国電力

- 什器工具費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている机・椅子・書棚の買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。
- 事務用品費について、過去実績を基に一括計上しているところ、当該実績値に含まれている家電や飛沫防止用パーテーションの買い替え分などは、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、当該実績値から控除した上で再算定し、これに基づき料金原価から減額する。
- 料金改定に伴う約款・要綱の印刷費のうち、2024～25年度分に関し、当該期間に費用の発生が明確に見込まれないことから、料金原価から減額する。

■ 四国電力

- EV充電サービスに係る印刷費などについて、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。

審査の結果⑤（その他経費／消耗品費）

■ 沖縄電力

- 図書費について、他の事業者の1人当たりの費用と比較し、過大となっている部分を料金原価から減額する。
- 潤滑油脂の購入費用について、過去実績を上回る部分は、料金原価から減額する。
- 光熱費について、送配電事業用電力料の控除分の算定誤りを修正し、料金原価から減額する。

審査の結果⑥（その他経費／補償費）

■北陸電力

- 汚染負荷量賦課金について、過去実績に基づいて合理的に算定した額を上回る部分は、料金原価から減額する。
- 臨時的補償費（例：発電所周辺の浚渫工事による補償費）について、事業の実施時期などを合理的に説明できない部分は、料金原価から減額する。
- 臨時的補償費・損害賠償費のうち、過去実績を基に一括計上しているものについて、算定根拠となる過去実績の採録誤りを修正し、料金原価に反映する。

■沖縄電力

- 汚染負荷量賦課金について、過去実績に基づいて合理的に算定した額を上回る部分は、料金原価から減額する。

審査の結果⑦（その他経費／賃借料）

■北海道電力

- 設備賃借料について、過去実績に基づいて算定している項目中に、原価算定期間で発生する見込みの無い費用が算入されていたことから、当該費用分を料金原価から減額する。

■東北電力

- 社宅や寮などの借地借家料について、合理的な理由無く、周辺物件の平均的な水準を上回っている場合などは、当該超過分を料金原価から減額する。

■東京電力EP

- 販売促進のための借家料及び電気事業に供しない設備の賃借料を料金原価から除く。

■北陸電力

- 社宅や寮の借地借家料などについて、合理的な理由無く、周辺物件の平均的な水準を上回っている場合などは、当該超過分を料金原価から減額する。

■中国電力

- 工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（建設準備口）であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものに関する賃借料については、設備投資における査定の整理を踏まえて、料金原価から除く。

審査の結果⑧（その他経費／賃借料）

■ 四国電力

- 社宅や寮などの借地借家料について、合理的な理由無く、入居率が90%未満となる場合などは、料金原価から減額する。
- 道路占用料について、標識の設置等に係る占用料の一部計上誤りを修正することにより料金原価から減額する。

■ 沖縄電力

- 社宅や寮などの借地借家料について、合理的な理由無く、周辺物件の平均的な水準を上回っている場合などは、当該超過分を料金原価から減額する。

審査の結果⑨（その他経費／委託費）

■北海道電力

- 原子力の再稼働に関する委託費用のうち、再稼働時期に応じて追加的に必要となる費用（例：使用前事業者検査に係る委託費用）については、修繕費における整理と同様に、料金原価への算入を認めない。
- 住宅設備の省エネ・電化機器に関する問合せ対応費用について、電気事業の運営に不可欠と言えないことから料金原価から除く。
- 料金の請求等に関する業務委託費用について、過大となっている費用（退職金及び厚生費）を料金原価から減額する。
- 集金代行業務に係る委託費用のうち、手数料率の見直しに伴って再算定し、申請額を上回る分については、料金原価への算入を認めない。

■東北電力

- Web受付業務に含まれる加入促進施策などの販売促進に係る費用等の優先度が低い費用を料金原価から除く。

審査の結果⑩（その他経費／委託費）

■東京電力EP

- 電気料金の収納代行などに係る委託費用については、実績単価を上回る部分は料金原価から減額する。
- 節電や省エネ推進を目的とした委託費用（省エネプログラム）やメディアトレーニングの支援業務などに係る費用について、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。
- 太陽光発電の設置・運用などを行う事業（オンサイトPV）などに係る委託費用については、電気事業の運営に不可欠と言えないことから、料金原価から減額する。
- 本社業務の一部委託等に係る費用について、過去実績を上回る部分は料金原価から減額する。

■北陸電力

- 原子力発電所の再稼働に係る委託費用のうち、審査の進捗に応じて追加的に必要となる費用については、その実施時期等を合理的に説明できない部分を料金原価から減額する。
- 「北陸電力グループのカーボンニュートラル達成に向けたロードマップ」の目標値（2030年代早期に再エネ開発量＋100万kW以上）達成のための新規水力開発や陸上風力の調査・設計に係る委託費用等については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を踏まえ、料金原価から減額する。
- 不動産会社向けのポータルサイトの改修費用等については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。

審査の結果⑪（その他経費／委託費）

■ 中国電力

- 地域の脱炭素化に向けた調査委託費用や、販売促進に係るシステム改修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（建設準備口）であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものに関する委託費については、設備投資における査定の整理を踏まえて、料金原価から除く。

■ 四国電力

- 将来の課題解決のためのシステム関連委託費用、新規ビジネスや新サービスの検討に係る委託費用等については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 経理関連業務の委託について、過去実績を上回る部分については、料金原価を減額する。

■ 沖縄電力

- 地域振興に係る費用や原価算定期間に具体的な計画のない調査委託費用などについては、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 相談役に係る費用（専用車の運転業務）を料金原価から除く。

審査の結果⑫（その他経費／損害保険料）

■ 四国電力

- 太陽光発電の設置・運用などを行う事業（PVサービス）などに係る損害保険料について、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額する。
- 火災保険料について、西条火力発電所リプレースに伴う増額分の加算誤りを修正することにより料金原価から減額する。

審査の結果⑬（その他経費／原子力損害賠償資金補助法一般負担金など）

【原子力損害賠償資金補助法一般負担金】

- 「原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律」に基づいて算定されていることを確認した。

【原賠・廃炉等支援機構一般負担金】

- 「原子力損害賠償・廃炉支援機構法」に基づいて算定されていることを確認した。

審査の結果⑭（その他経費／普及開発関係費）

■北海道電力

- 販売促進の側面が強い省エネ推進を目的とした費用や、主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随する科学・地域展示の管理費など、電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用を料金原価から除く。

■東北電力

- 販売促進の側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用や、脱炭素に関するPR費用、地域イベント支援に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随する植物園の管理費など、電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用を料金原価から除く。

■東京電力EP

- 販売促進の側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用や、脱炭素に関するPR費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

審査の結果⑮（その他経費／普及開発関係費）

■北陸電力

- 販売促進の側面が強い脱炭素化に向けた新サービスに係る費用や、主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随するテラスなどの電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用を料金原価から除く。

■中国電力

- 主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

■四国電力

- 販売促進の側面が強い節電を目的とした費用や、主に電源立地地域を対象としていない発電施設などの施設見学会に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- PR館に付随する観光案内などの電気事業に供しない施設に係る費用を料金原価から除く。
- パンフレット等による情報提供のうち、電気事業の運営上必要不可欠とは言えない情報提供（例：観光情報）に係る費用を料金原価から除く。

審査の結果⑯（その他経費／普及開発関係費）

■ 沖縄電力

- 地域交流イベントや環境教育に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 施設見学会のノベルティに係る費用など、電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用を料金原価から除く。

審査の結果⑰（その他経費／養成費）

■北海道電力

- 省エネに係る研修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

■東北電力

- DX研修に係る費用や販売促進に係る研修費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：資格取得に伴う祝金）を料金原価から除く。

■東京電力EP

- 電化に係る研修費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：資格取得に伴う祝金）を料金原価から除く。

■北陸電力

- 自己啓発に係る研修費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

■中国電力

- 省エネに係る研修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。

審査の結果⑱（その他経費／養成費）

■ 四国電力

- 他業種への短期派遣に係る費用など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：資格取得に伴う祝金）を料金原価から除く。

■ 沖縄電力

- 省エネに係る研修など、優先度が低い費用を料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：異業種交流に関するセミナー）を料金原価から除く。

審査の結果⑱（その他経費／研究費）

■北海道電力

- 自社研究費において、費用の優先度が低い新たなエネルギーサービスの実用化研究などを、料金原価から減額する。

■東北電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い販売促進に係る研究などを、料金原価から減額する。

■東京電力EP

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い脱炭素化や電化に係る研究等を料金原価から減額する。

■北陸電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い環境・社会に関する研究や、団体費としての性格を持つ活動費用などを料金原価から減額する。

■中国電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い地域の脱炭素化や地域振興のための研究などを料金原価から減額する。

審査の結果⑳（その他経費／研究費）

■ 四国電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、費用の優先度が低い環境・社会に関する研究などを料金原価から減額する。

■ 沖縄電力

- 電中研の分担金及び自社研究費において、農業ビジネスや地域貢献に係る研究や費用の優先度の低い研究、団体費としての性格を持つ活動費用などを料金原価から減額する。

審査の結果⑳ (その他経費／諸費)

■ 共通

- 寄付金について、料金審査要領のとおり、料金原価へ算入されていないことを確認した。
- 団体費について、合理的でないものは料金原価への算入を認めないが、以下の団体については、事業目的など合理的な理由があると考えられる。

団体名称	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
海外電力調査会	○	○	○	○	○	○	○
海外再処理委員会	○	○	○	○	○	○	-
原子力安全推進協会	○	○	-	○	○	○	-
世界原子力発電事業者協会東京センター	○	○	-	○	○	○	-
日本卸電力取引所	○	-	○	○	○	○	-
原子力緊急事態支援組織	○	-	-	-	-	○	-
電力広域的運営推進機関	-	-	-	○	-	○	○
原子力環境整備促進・資金管理センター	-	-	-	-	-	○	-
福島相双復興推進機構	-	-	○	-	-	-	-

- 北海道電力の「北海道地区広域共同防災協議会」と、中国電力の「水島コンビナート地区保安防災協議会・瀬戸内地区広域共同防災協議会」も、事業目的など合理的な理由があると考えられる。

審査の結果②②（その他経費／諸費）

■北海道電力

- 団体費のうち、電力ISAC及び原子力エネルギー協議会については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 原子力発電所の再稼働に関する旅費について、過去実績を上回る部分は、料金原価から減額する。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：奨励金）を料金原価から除く。

■東北電力

- 団体費のうち、原子力エネルギー協議会については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 販売促進に係る料金プラン加入案内DMの郵便料については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：表彰金）を料金原価から除く。

■東京電力EP

- 省エネオペレーションサービスに関する業務委託に係る費用は、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。

審査の結果⑳ (その他経費／諸費)

■ 北陸電力

- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：年功慰労金）を料金原価から除く。

■ 中国電力

- モバイル端末の更新に伴い不要となった通信費用や販売促進に係る通信費用等を料金原価から減額する。
- 工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものに係る諸費については、設備投資の整理を踏まえて、料金原価から除く。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：表彰金）を料金原価から除く。

審査の結果^{②④}（その他経費／諸費）

■ 四国電力

- 団体費のうち、原子力エネルギー協議会については、料金改定申請が必要な状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- EV充電サービスに係る費用については、料金改定申請を行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から除く。
- 人件費（委託集金費）の査定を反映し、郵送料を料金原価から減額する。

■ 沖縄電力

- 通信運搬費について、過去実績を上回る部分は料金原価から減額する。
- 電気事業の運営上必要不可欠と言えない費用（例：表彰金）を料金原価から除く。

審査の結果⑳ (その他経費／貸倒損)

■ 7事業者 (共通)

- 一時的な特例措置に伴う費用は、料金原価から減額する。
- また、貸倒損の算定にあたり、原価算定期間中の電灯・電力料収入を用いる場合には、今回の審査に伴う査定を収入に反映し、それに基づいて貸倒損を計上する。

審査の結果②⑥（その他経費／共有設備費等分担額、同（貸方）など）

【共有設備費等分担額、同（貸方）】

■ 7事業者（共通）

- 既存の協定書又は実施計画書に基づいて、適正に算定されていることを確認した。

【建設分担関連費振替額（貸方）】

■ 7事業者（共通）

- 電気事業及び附帯事業の建設工事計画等に基づき適切に算定されてることを確認した。

【附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）】

■ 7事業者（共通）

- 過去の附帯事業営業費用分担関連費振替額実績等に基づき適正に算定されていることを確認した。

審査の結果⑳ (その他経費／原子力廃止関連仮勘定償却費等)

【原子力廃止関連仮勘定償却費】

■ 東北電力・四国電力

- 原子力廃止関連仮勘定に計上されている額に基づき、適正に算定されていることを確認した。

【電力費振替勘定（貸方）】

■ 東北電力

- 電力費振替勘定（貸方）の算定において、附帯事業用の振替単価の誤りを修正することにより料金原価から減額する。

■ 北陸電力

- 北陸電力は、電力費振替勘定（貸方）を計上していなかったところ、計画電力量と振替単価に基づき、原価算定期間に発生すると見込まれる額を料金原価に反映する。

【社債発行費】

■ 7事業者（共通）

- 過去の支払実績や、実施計画などに基づき、適正に算定されていることを確認した。

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課**
 - 6-12. 控除収益
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

公租公課の概要

- 公租公課は、各税法（河川法、地方税法、法人税法など）に則って、算定する。

1. 水利使用料：河川法に基づき、水力発電所毎の出力に単価を乗じて算定。
2. 固定資産税：地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産を課税対象として課税。
3. 雑税：各税法（地方税等）に基づいて課税される印紙税、核燃料税、都市計画税、県市町村民税。
4. 事業税：地方税法に基づき、収入割、付加価値割、資本割毎に税率を乗じて算定。
5. 法人税等：法人税法及び地方税法に基づき、配当原資相当分に対し課税。

関係法令における規定（公租公課）

- 公租公課については、以下に掲げる料金算定規則に従い、算定することとなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（営業費の算定）

第三条 事業者は、営業費として、（中略）水利使用料、（中略）固定資産税、雑税、（中略）事業税、（中略）法人税等（中略）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一～四 （略）

五 水利使用料 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）に定めるところにより算定した流水占用料等の額

六 （略）

七 固定資産税、雑税（中略）及び事業税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（中略）その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

八～十 （略）

十一 法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法、地方法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額

各事業者の申請概要（公租公課） ①

- **北海道電力**は、総原価の増加に伴う事業税の増加や、利益準備金の積立額の計上に伴う法人税等の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- **東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力**は、原子力発電所の安全対策工事に伴う固定資産税の増加や、総原価の増加に伴う事業税の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- **東京電力EP**は、分社化による固定資産税の減少や、控除項目（他社購入電源費）の増加に伴う事業税の減少^{（注）}などにより、前回原価と比べて減少している。

（注）事業税 = 収入割 { (収入 (総原価) - 控除項目 (他社購入電源費等)) × 税率 } + 資本割 + 付加価値割

各事業者の申請概要（公租公課） ②

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

（単位：百万円（※単位未満は四捨五入））

	北海道			東北			東京			北陸		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	1,137	1,152	▲15	2,674	2,554	120	-	3,764	▲3,764	2,212	2,052	161
固定資産税	6,609	7,153	▲544	14,842	12,347	2,495	33	39,405	▲39,372	5,643	8,868	▲3,226
雑税	1,389	2,010	▲621	2,452	1,232	1,220	849	5,291	▲4,442	1,360	265	1,095
事業税	6,721	5,743	978	18,451	12,402	6,050	3,685	49,020	▲45,335	6,723	3,998	2,725
法人税等	4,992	3,405	1,587	9,641	7,778	1,863	9,519	3,897	+5,622	4,051	4,146	▲94
公租公課計	20,848	19,463	1,385	48,061	36,313	11,747	14,086	101,376	▲87,290	19,989	19,329	660

	中国			四国			沖縄		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
水利使用料	1,266	1,219	48	714	714	0	-	-	-
固定資産税	11,171	7,772	3,398	5,258	4,161	1,097	669	719	▲50
雑税	1,869	1,699	170	2,447	1,313	1,134	52	113	▲61
事業税	9,529	8,380	1,149	5,055	4,086	969	1,644	1,134	510
法人税等	6,995	6,461	534	3,224	3,423	▲199	703	348	355
公租公課計	30,830	25,530	5,300	16,699	13,697	3,002	3,067	2,314	754

※「前回」は、各事業者について、以下の年度の平均値（託送原価相当を除く）。

北海道：2013～15年度の3カ年

東北：2013～15年度の3カ年

北陸：2007年度下期～2008年度上期の1カ年

東京：2012～14年度の3カ年

中国：2008年度の1カ年

四国：2013～15年度の3カ年

沖縄：2008年度の1カ年

※「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

審査における論点（公租公課）

- 料金算定規則や各税法等に基づき、適切に算定されているか。
- 法人税等は、過去の査定方針において、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定した額を計上することは妥当である」としていたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか（論点①）。また、株式分割により、「発行済株式の数」が増加している事業者もいるが、これもどうあるべきか（論点②）。さらに、北海道電力及び東京電力EPの「法人税等の算定諸元」はどうあるべきか（論点③）。

（注）料金原価上の法人税等は、当該法人税等を支払った後、配当金相当が税引後利益として残ることを想定しているものであり、実際に支払われる法人税等とは異なるものである。

法人税等

=

配当所要利益

×

実効税率（%）

論点③：算定諸元は妥当か

論点②：株式分割による発行済株式の数の増加は考慮すべきか

論点①：一株当たりの配当金額として50円は妥当か

発行済株式の数

×

一株当たりの配当金額（円）

(1 - 実効税率 (%))

【論点①】一株当たりの配当金額

- 法人税等については、料金算定規則上、発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金を基に法人税法等により算定した額とされている。
- 過去の査定方針では、「一株当たりの配当金額を9電力会社で最も低い50円として算定」することとしたが、昨今の状況を踏まえ「一株当たりの配当金額」はどうあるべきか。
- 一株当たりの配当金額の算定にあたっては、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、例えば以下の方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 一株当たりの配当金額を、8社^(注)の直近●●年の単純平均値とする。

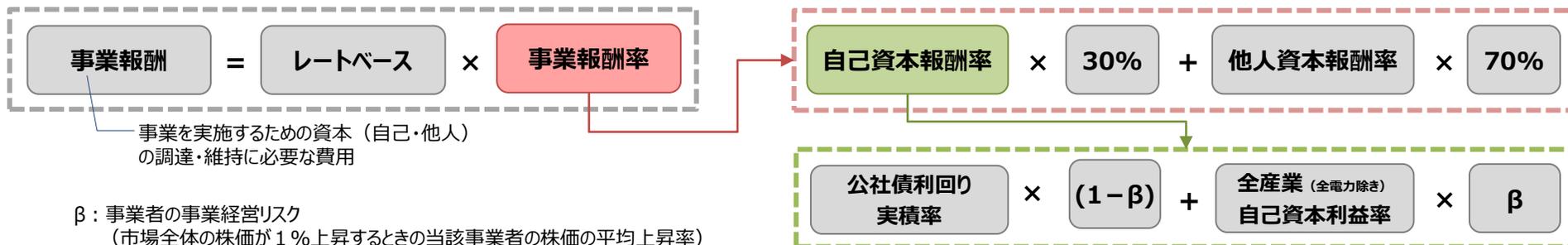
- 「直近●●年」として、例えば、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間とする案や、直近3年・5年・10年とする案も考えられる。

事業報酬は、株主が期待する利益率の適正水準等を踏まえて、市場全体の期待利益率（全産業自己資本利益率）に、β値（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）を加味して算定。一株当たりの配当金額の平均期間を設定するにあたっては、株主が期待する利益率の適正水準の算定方法と平仄を合わせることも一案。

（注）みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。

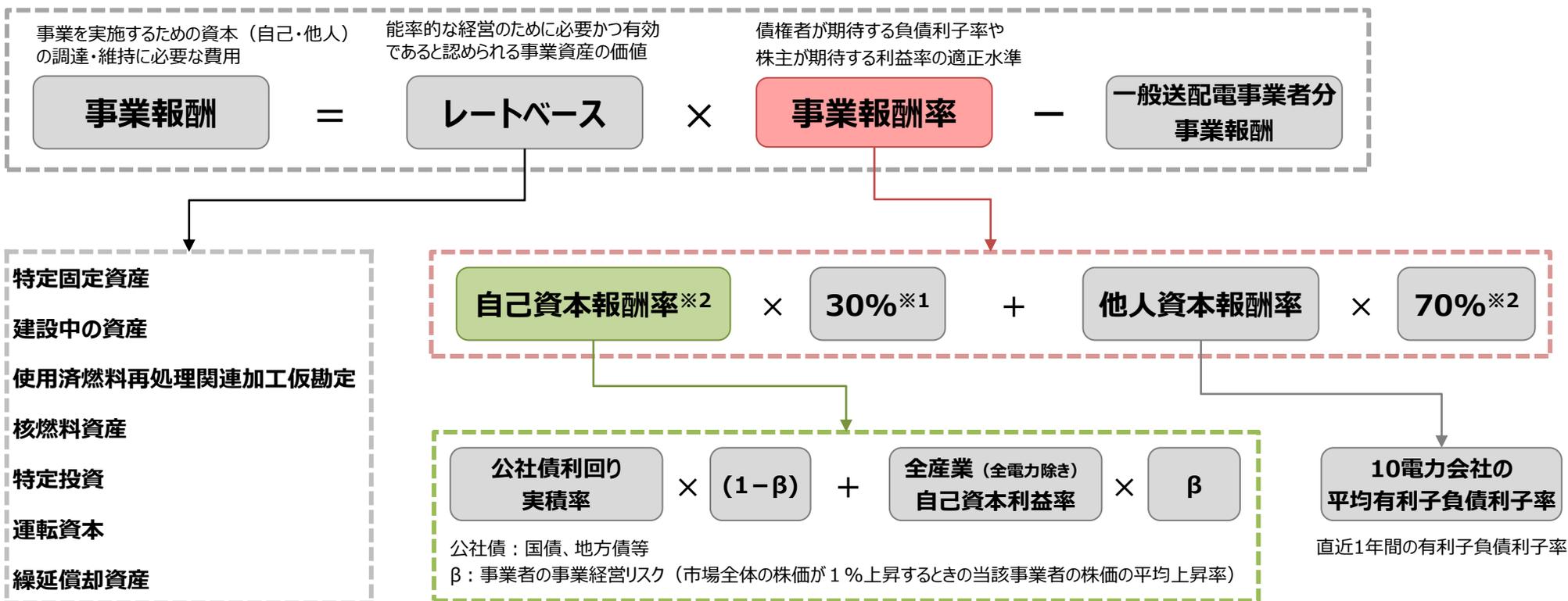
② 一株当たりの配当金額を、50円とする（過去の査定方針と同様）。

事業報酬の算定方法



【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点などを考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。



※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

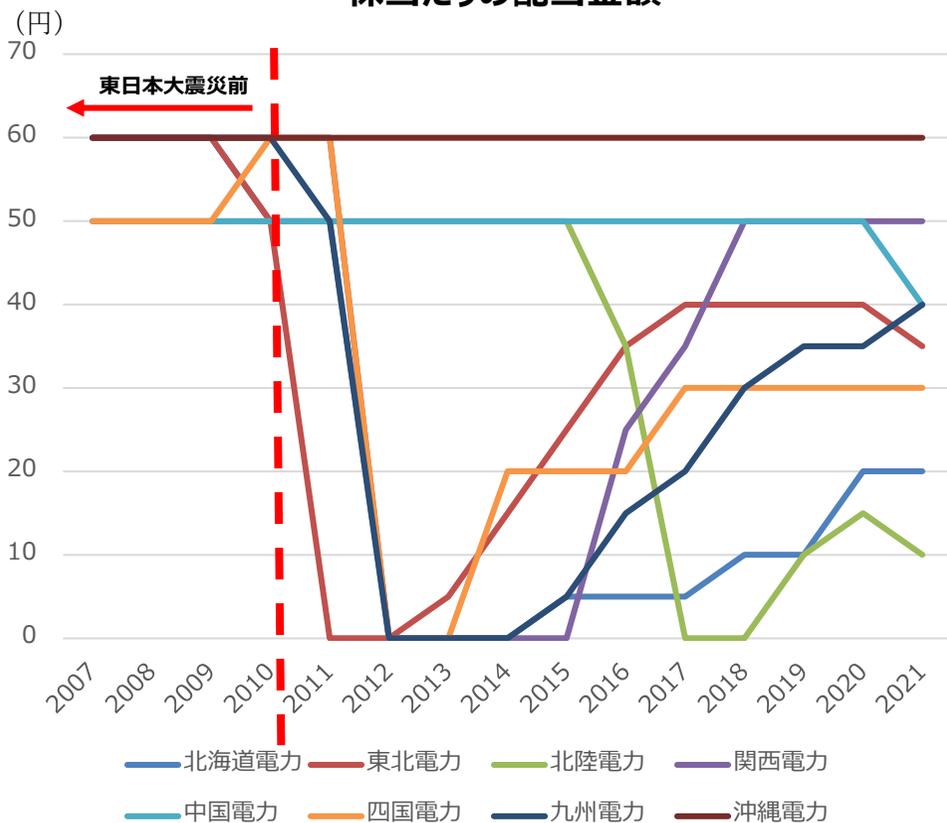
【論点②】株式分割による発行済株式の数の増加

- 沖縄電力は、前回改定（2008年）後に5回株式分割を行っている。株式分割により発行済株式の数が増加している一方で、一株当たりの配当金額は据え置いているため、実効税率の減はあるが、前回改定時と比較して法人税等の金額は倍以上となっている（※詳細は後掲）。
- また、沖縄電力のプレスリリース（株式分割に関するお知らせ）では、「株主のみなさまへの利益還元及び当社株式の流動性を高めることを目的」として株式分割を行ったとしている。
- **株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、例えば以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。**
 - ① **申請時点の発行済株式の数**を用いる（過去の料金審査と同じ）。
 - － ただし、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることが前提。
 - ② **前回改定時の発行済株式の数**を用いる。

【参考】一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移

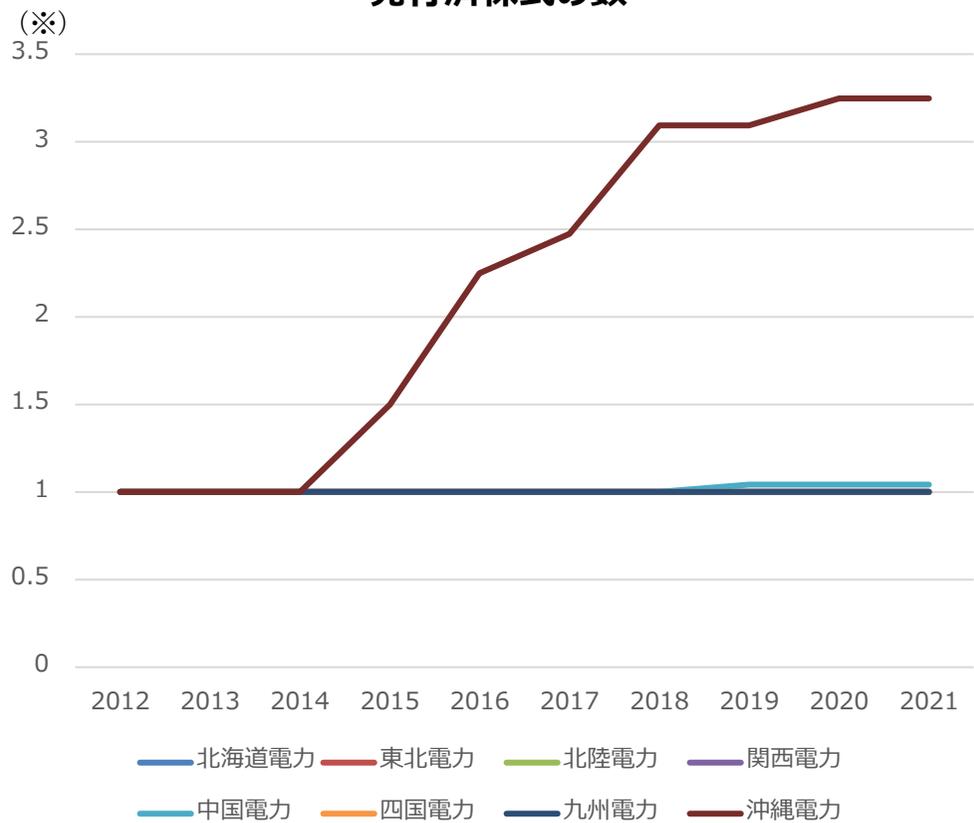
- 各事業者（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）の**一株当たりの配当金額及び発行済株式の数の推移**は、以下のとおり。なお、**今回、料金改定申請した7事業者に関し、2022年度の配当は全て無配**となっている。

一株当たりの配当金額



※8事業者の一株当たりの配当金額
 直近3年単純平均 = 36.3円
 直近5年単純平均 = 34.5円
 直近10年単純平均 = 29.5円

発行済株式の数



※2012年度の発行済株式の数を1とした場合の各年度の比率

【論点③】法人税等の算定諸元（北海道電力）

- 北海道電力は今回申請で、**①B種優先株式470株**（一株当たりの優先配当金：3百万円）を含めるとともに、**②利益準備金積立額として配当金額の10%を料金原価に算入**している。なお、前回改定時には①②とも料金原価には算入していない。その上で、**例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。**
 - ①**B種優先株式**については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、**事業者の申請どおり**認める。
 - ②**利益準備金積立額**については、会社法第451条の規定に基づき、**株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）**ができることとなっている。その上で、北海道電力の貸借対照表（2022年3月末）を確認したところ、会社法上の利益準備金の未積立額が「26,020百万円」である一方、その他利益剰余金の積立額は「90,104百万円」であり、当該未積立額以上の積立額がある。このため、**上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。**
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

【参考】法人税等の試算結果（一株当たりの配当金額を50円とした場合）

事業者の申請（普通株式：50円/株）	事務局案での試算（普通株式：50円/株）
4,992百万円	4,538百万円（▲9%）

【参考】参考条文（剰余金から準備金への振替に係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（準備金の額の増加）

第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（利益準備金の額）

第二十八条 株式会社の利益準備金の額は、第二款及び第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少する場合に限り、同条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額が増加するものとする。

- 2 （略）

【参考】参考条文（準備金の積立上限（資本金の1/4）に係る規定、配当額の10%の準備金を積み立てることに係る規定）（抜粋）

●会社法（平成17年法律第86号）

（資本金の額及び準備金の額）

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2・3 （略）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

5・6 （略）

●会社計算規則（平成18年法務省令第13号）

（法第四百四十五条第四項の規定による準備金の計上）

第二十二条 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四十分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）以上である場合 零

二 （略）

2 株式会社が剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 （略）

二 当該剰余金の配当をする日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 イ又はロに掲げる額のうちいずれか少ない額に利益剰余金配当割合（次条第二号イに掲げる額を法第四百四十六条第六号に掲げる額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をする日における準備金計上限度額

ロ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

【参考】B種優先株式に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、B種優先株式は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該B種優先株式（一株当たりの優先配当金：3百万円）を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方に違いはなく、料金算定規則の定めるところにより、発行済株式数と一株当たり配当金に基づき算定しています。
- B種優先株式については、株式の一種であり、普通株式に比べて配当金を優先的に受け取れる代わりに、議決権が制限されています。優先株式については、前回改定後の2014年7月に当社として初めて発行しているため※、前回改定時は算定の対象外でした。
※2014年7月にA種優先株式を発行。2018年7月にB種優先株式を発行するとともにA種優先株式を取得・消却。
- また、B種優先株式の一株当たりの配当金額については、当社定款に基づき3百万円としています。

北海道電力株式会社 定款（抜粋）

第2章の2 B種優先株式 第12条の2

2 B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

【参考】利益準備金積立額に係る考え方（北海道電力）

- 北海道電力は、前回改定時（2013年）において、利益準備金積立額は未算入で申請・認可されたところ、今回申請では、当該利益準備金積立額を算入しているが、同社の考え方は以下のとおり。

北海道電力

- 当社は、法人税等の算定にあたり、前回改定時（2013年）と今回申請時において基本的な考え方に違いはなく、料金算定規則に基づいて算定しています。
- 利益準備金積立額については、前回改定時（2013年）は利益準備金の積立限度に到達していたため算入していませんでしたが、前回改定後の2014年に欠損の補填等のため、利益準備金の全額を取崩しました。
- このため、今回申請時においては、利益準備金が積立限度に到達しておらず、配当を行う場合には、会社法の定めるところにより、配当金額の10%を利益準備金に積み立てる必要があることから、料金算定規則に基づき、当該利益準備金積立額を含めて算定しています。

会社法 445条（抜粋）

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）（1）

- 東京電力EPは今回申請で、一株当たりの配当金額を5,970円として料金原価に算入しているところ、例えば、以下の考え方で算定する方法が考えられるが、この他に適当な方法はあるか。

① 東京電力EPの配当金額を推計する。

- ✓ 東京電力EPの配当金は、東京電力ホールディングス（東京電力HD）に対して、当期純利益相当を配当として全額支払っており（原則として配当性向100%）、資金調達のための配当という性格ではないと考えられる。そのため、以下の算定方法で理論上の東京電力EPの配当金額（※）を推計する。

（※）東京電力HDは、総合特別事業計画に基づき、2011年3月期末以降は配当を実施しておらず、東京電力EPの配当により、東京電力HDの配当金額が賄われた実績は無いものの、便宜上、下記のとおり一定の仮定のもと、推計する。

- イ. 東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（例：短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額と見なす。

（続く）

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）（2）

（続き）

- . 一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。
- ハ. 東京電力HDは、北海道電力と同様、**A種・B種優先株式を発行**しているが、当該優先株式は、国も出資している**原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主**であり、**発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。**

② **東京電力EPの実績配当金に基づき算定**（5,970円／株）する（事業者の申請どおり）。

【参考】法人税等の試算結果

事業者の申請（普通株式：5,970円/株）	事務局案での試算（普通株式：50円/株、EPの割合：約30%）
9, 519百万円	9, 230百万円（▲3%）

【参考】一株当たりの配当金額に係る考え方（東京電力EP）

- 東京電力EPは、前回改定時（2013年）において、一株当たりの配当金額は50円で申請・認可されたところ、今回申請では、一株当たりの配当金額を5,970円としているが、同社の考え方は以下のとおり。

東京電力EP

- 前回認可時は、申請当時において、他電力9社のうち最も低い配当水準である**一株当たり50円配当相当額を、健全な事業運営を行う上で必要な税引後利益水準**と考え、当該税引後利益に基づき、欠損金控除も踏まえた配当所要利益を算出の上、法人税等を算定し、料金原価に算入することとした。
- その後、旧東京電力の分社化に伴い、東京電力EPは、親会社である東京電力HDに対して**配当性向100%での配当を実施**している。
- 東京電力EPの**配当金は税引後利益そのものであることから、「過去実績の配当金※に基づく配当所要利益×法人税率」によって法人税等を算定**している。

※東京電力EPは、発行済株式数（4,100千株）に、2019～21年度の過去3ヶ年平均の一株当たり配当金実績（5,970円/株）を乗じることで、過去実績の配当金を算出している。

各事業者における法人税等の算定方法①

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜北海道電力＞			今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益		$A=(F+G)/(1-H)$	17,853	15,217	2,636	
普通株式	発行済株式の数	B	206	206	0	
	一株当たりの配当金額 (円)	C	50	50	-	
B種 優先株式	発行済株式の数 (株)	D	470	-	470	・2018年7月発行
	一株当たりの配当金額 (百万円)	E	3	-	3	
配当金		$F=(B\times C)+(D\times E)$	11,692	10,279	1,413	
利益準備金積立額		$G=F\times 0.1$	1,169	-	1,169	・配当金の10%を計上
実効税率 (%)		H	27.96	32.45	▲4.49	・法人税率の低下
法人税等 (A×H)			4,992	4,938	54	
法人税等 (託送原価相当額控除後)			4,992	3,405	1,587	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜東北電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	34,632	36,839	▲2,207	
発行済株式の数	B	500	499	1	・自己株式 (発行済株式の数から控除) の減少
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	-	
配当金	$D=B\times C$	24,990	24,932	57	
実効税率 (%)	E	27.84	32.32	▲4.48	・法人税率の低下
法人税等 (A×E)		9,641	11,907	▲2,266	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		9,641	7,778	1,863	

各事業者における法人税等の算定方法②

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜東京電力EP＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	33,997	85,818	▲51,821	
発行済株式の数	B	4	1,604	▲1,600	・分社化による減
一株当たりの 配当金額 (円)	C	5,970	50	+5,920	・親会社 (HD) への配当実績に基づき算定したことによる増
配 当 金	$D=B\times C$	24,478	80,204	▲55,726	
実効税率 (%)	E	28.00	32.71	▲4.71	・法人税率の低下
法人税等 (A×E) ※		9,519	5,614※	+3,905	※ 前回は繰越欠損金の充当を前提に、課税所得を20%に圧縮し、 $A\times E\times 0.2$ で計算
法人税等 (託送原価相当額控除後)		9,519	3,897	+5,622	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜北陸電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,489	16,767	▲2,278	
発行済株式の数	B	209	214	▲5	・自己株式の取得による減少
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	-	
配 当 金	$D=B\times C$	10,438	10,707	▲269	
実効税率 (%)	E	27.96	36.14	▲8.18	・法人税率の低下
法人税等 (A×E)		4,051	6,060	▲2,009	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		4,051	4,146	▲94	

各事業者における法人税等の算定方法③

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜中国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	25,021	28,524	▲3,503	
発行済株式の数	B	361	364	▲4	・自己株式の増加
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B\times C$	18,026	18,212	▲186	
実効税率 (%)	E	27.956	36.15	▲8.194	・法人税率の低下
法人税等 ($A\times E$)		6,995	10,311	▲3,316	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		6,995	6,461	534	

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

＜四国電力＞		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	14,412	15,347	▲935	
発行済株式の数	B	208	208	▲0	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
一株当たりの 配当金額 (円)	C	50	50	－	
配 当 金	$D=B\times C$	10,376	10,380	▲3	・単元未満株式の買取による配当対象株式数の減
実効税率 (%)	E	28.0	32.3	▲4.3	・法人税率の引下げによる減
法人税等 ($A\times E$)		4,036	4,966	▲930	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		3,224	3,423	▲199	

各事業者における法人税等の算定方法④

(単位：百万円、百万株 ※単位未満は四捨五入)

<沖縄電力>		今回申請 (A)	前回 (B)	差引 (A-B)	主な増減要因
配当所要利益	$A=D/(1-E)$	4,489	1,625	2,864	
発行済株式の数	B	54	17	37	・株式分割(2015～20年度の間に5回)による増
一株当たりの 配当金額 (円)	C	60	60	-	
配 当 金	$D=B\times C$	3,259	1,049	2,209	
実効税率 (%)	E	27.4	35.4	▲8.0	・法人税率引き下げに伴う減 (30%⇒23.2%)
法人税等 (A×E)		1,230	576	654	
法人税等 (託送原価相当額控除後)		703	348	355	

【参考】総原価に占める法人税等の割合

(単位：億円 ※単位未満は四捨五入)

	北海道電力	東北電力	東京電力EP	北陸電力	中国電力	四国電力	沖縄電力
補正後総原価 (①) (※1)	7,819	20,316	56,787	7,147	13,459	6,151	2,198
法人税等 (②) (※2)	50	96	95	41	70	32	7
割合 (②÷①)	0.64%	0.47%	0.17%	0.57%	0.52%	0.52%	0.32%

(※1) 補正後総原価は、直近の燃料価格などを踏まえた補正に伴う変動分及びレベニューキャップ制度の導入に伴う変動分も反映した総原価をいう。

(※2) 法人税等は申請原価ベース。

審査の結果①（公租公課）

<法人税等関係>

【論点①】一株当たりの配当金額（7事業者）

- 法人税等の算定諸元である一株当たりの配当金額の算定において、事業者の恣意性を排除する観点から、「全社一律の配当金額」を基本として、一株当たりの配当金額を、8社^{（注）}の直近●●年の単純平均値を採用する。
（注） みなし小売電気事業者の有価証券報告書で確認できる8社（東京電力EP及び中部電力ミライズを除く。）。
- その際、「直近●●年」について、事業報酬の算定諸元となるβ値の算定期間と平仄を合わせ、「直近10年」とする。
- その上で、8社の直近10年の単純平均値（一株当たり29.5円）を基に、一株当たりの配当金額は30円とする。

【論点②】株式分割による発行済株式の数の増加（沖縄電力）

- 株式分割により発行済株式の数が増加している場合に関し、事業者の恣意性を排除する観点から、株式分割後も安定的に、申請された一株当たりの配当金額が支払われていることを前提に、申請時点の発行済株式の数を用いることとする（過去の料金審査と同じ）。

審査の結果②（公租公課）

【論点③】法人税等の算定諸元（北海道電力）

- 北海道電力の法人税等は以下の考え方で算定する。
 - ① **B種優先株式**については、当該株式が発行された2018年度以降、申請された一株当たりの配当金額が安定的に支払われていることを前提に、事業者の申請どおり認める。
 - ② **利益準備金積立額**については、会社法第451条の規定に基づき、株主総会の決議によって、その他利益剰余金の額を減少して利益準備金の額を増額させること（振替）ができる。その上で、上記の振替を実際に行うかは事業者の判断ではあるものの、こうした振替が可能であるため、需要家負担を鑑みて、今回の利益準備金積立額の料金原価への算入は認めない。
- なお、北海道電力の普通株式に係る一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

審査の結果③（公租公課）

【論点③】法人税等の算定諸元（東京電力EP）

- 東京電力EPの法人税等は以下の考え方に基づき、東京電力EPの配当金額を推計する方法で算定する。

① 東京電力HDの発行済株式の数に、一株当たりの配当金額を乗じて、東京電力全体の配当金額を推計する。当該配当金の原資は、東京電力EPなどの子会社からの配当で賄われていると仮定し、当該子会社に係る過去の配当実績の合計に占める東京電力EPの割合（短期的かつ特異な変動を排除する観点から2017～21年度の平均値）を乗じて得た額を、東京電力EPの配当金額とみなす。

② 一株当たりの配当金額の算定については、【論点①】と同様の扱いとする。

③ 東京電力HDは、A種・B種優先株式を発行しているが、当該優先株式は、国も出資している原子力損害賠償・廃炉等支援機構が株主であり、発行後、配当の支払実績が無いことや国等への配当という特殊性を鑑みて、料金原価に算入しない。

審査の結果④（公租公課）

<その他関係>

- 設備投資における特別監査の結果などを踏まえて、不使用設備などに係る固定資産税は減額する。
- 電気事業者に課される事業税（収入割）は、売上に対して課される収入金課税方式のため、審査の結果を踏まえて、総原価が減少した分については、事業税も減額する。
- その他、審査の結果、料金原価に織り込まれた費用が変化した項目がある場合、これらの項目を基に算定している公租公課については、その変化分を反映する。

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課
 - 6-12. 控除収益**
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

控除収益の概要

- 控除収益（他社販売電源料を除く）は、分社化に伴い発生する一般送配電事業者との会社間取引等の収益である電気事業雑収益など、以下の4項目が該当する。なお、今回の料金改定申請では、託送収益は織り込まれていなかった。

1. 電気事業雑収益：契約電力を超えて電気を使用することによって発生する契約超過金や、分社化に伴い発生する一般送配電事業者との会社間取引^{（注）}等による収益。
（注）会社間取引とは、自社と一般送配電事業者との間の業務サポートに係る受託契約や、事務所ビルの賃貸借契約などを言う。
2. 預金利息：預金残高に対して発生する利息による収益。
3. 賠償負担金相当収益：一般送配電事業者から払い渡される賠償負担金相当の収益。
4. 廃炉円滑化負担金相当収益：一般送配電事業者から払い渡される廃炉円滑化負担金相当の収益。

（参考）託送収益：発電所内に設置されている自社の送電線等の設備を使用されることによって発生する収益。

【参考】控除収益の位置づけ

- 規制料金の原価は、「①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）」との計算式で表される。
- このうち、③控除収益は、電気事業雑収益や預金利息などの収益が計上されるが、料金原価上、控除収益が大きくなれば、全体の料金原価が小さくなる（圧縮される）。

関係法令における規定（控除収益） ※他社販売電源料を除く

- 控除収益については、以下に掲げる料金算定規則及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、（中略）託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

各事業者の申請概要（控除収益）①

- **北海道電力**は、分社化に伴って発生する一般送配電事業者との会社間取引等の収益である電気事業雑収益の増加や、一般送配電事業者から払い渡される賠償負担金相当収益の増加などにより、前回原価と比べて控除収益が増加している。
- **東北電力・北陸電力・中国電力・四国電力**は、分社化に伴い発生する一般送配電事業者との会社間取引等の収益である電気事業雑収益の増加や、一般送配電事業者から払い渡される賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益の増加などにより、前回原価と比べて増加している。
- **東京電力EP**は、前回の料金値上げ（送配電分離前）において、一般送配電事業者で発生する収益の一部（電柱に電気通信設備等を共架することによって発生する共架料等）が配分されていた一方、今回は、送配電分離に伴って当該収益が配分されないこと等により、前回原価と比べて控除収益が減少している。
- **沖縄電力**は、延滞利息制度の導入に伴って遅収加算料金が発生しないことにより、前回原価と比べて減少している。

各事業者の申請概要（控除収益）②

- 各事業者の申請内容は以下のとおり。

(単位：百万円 (※単位未満は四捨五入))

	北海道			東北			東京			北陸		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
電気事業雑収益	11,486	4,691	6,795	10,522	8,161	2,361	6,207	38,119	▲31,912	10,434	2,749	7,684
預金利息	1	6	▲5	1	9	▲8	—	—	—	32	32	▲0
賠償負担金相当収益	1,224	—	1,224	1,953	—	1,953	—	—	—	832	—	832
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	3,583	—	3,583	—	—	—	—	—	—
その他 (※1)	—	490	▲490	—	909	▲909	—	—	—	—	321	▲321
控除収益計	12,711	5,187	7,524	16,059	9,080	6,980	6,207	38,119	▲31,912	11,297	3,102	8,195

	中国			四国			沖縄		
	今回	前回	差引	今回	前回	差引	今回	前回	差引
電気事業雑収益	25,804	7,773	18,030	10,502	2,926	7,577	797	601	196
預金利息	9	181	▲172	1	4	▲3	0	0	0
賠償負担金相当収益	1,825	—	1,825	2,540	—	2,540	—	—	—
廃炉円滑化負担金相当収益	609	—	609	5,770	—	5,770	—	—	—
その他 (※1)	—	1,283	▲1,283	—	3,463	▲3,463	—	488	▲488
控除収益計	28,247	9,238	19,010	18,814	6,393	12,421	797	1,089	▲292

※1 東北、北陸、中国、沖縄：遅収加算料金
四国：使用済燃料再処理等既発電料受取
契約締結分3,239百万円
遅収加算料金225百万円

※2 「前回」は、各社、以下の年度の平均値
(託送原価相当を除く)。

北海道・東北・四国：2013～15年度の3カ年
東京：2012～14年度の3カ年
北陸：2007年度下期～2008年度上期の1カ年
中国・沖縄：2008年度の1カ年

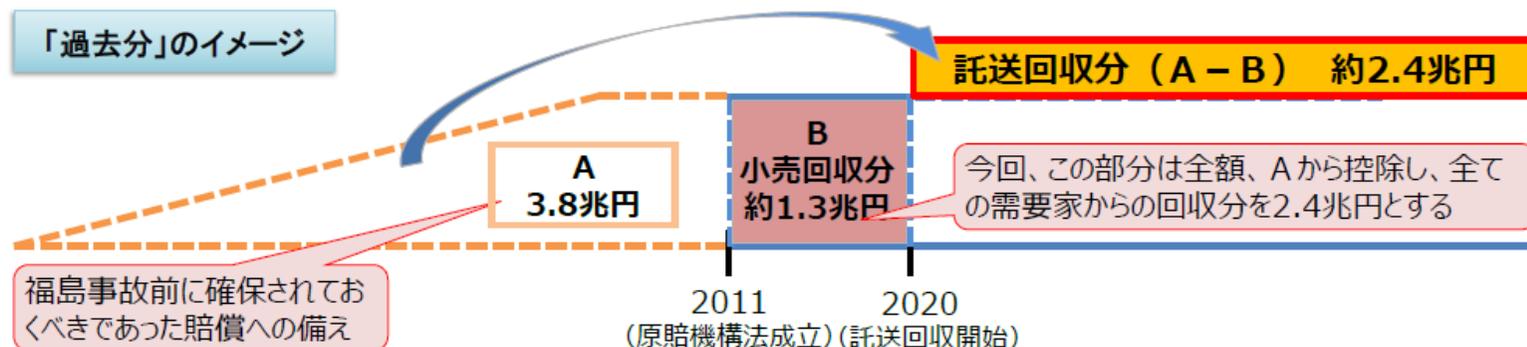
※3 「今回」は、2023～25年度の3カ年平均値。

賠償負担金（一般負担金過去分）の概要

2016年12月第6回貫徹小委員会
財務会計WG 事務局提出資料 一部加工

（参考）賠償への備えの不足分について

- 福島第一原発事故後、原子力事故への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて新たに原賠機構法が制定され、現在、同法に基づき、原子力事業者が毎年一定額を原賠・廃炉機構に納付している（一般負担金）。
- 原子力損害賠償法の趣旨に鑑みれば、本来、こうした万一の際の賠償への備えは事故以前から確保されておくべきであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用が料金原価に算入されることもなかった。
- その結果、福島第一原発事故以前は、賠償への備えの費用が料金に含まれていない相対的に安価な電気を全需要家が享受していた。
- こうした中で、原賠機構法制定後、2016年4月に小売りが全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加している環境下において、受益者間の公平性等の観点から、事故前に確保されておくべきであった賠償への備えの不足分を託送料金の仕組みを利用することとした。



申請概要（賠償負担金相当収益）①

- 各事業者の賠償負担金相当収益の申請内容は、次ページ以降のとおり。
- 東京電力EPは、発電事業者ではないため、経済産業大臣への賠償負担金の承認申請を行っていないことから、今回の料金改定申請では、賠償負担金相当収益を計上していない。
- 沖縄電力は、原子力発電所を所有していないため、賠償負担金相当収益を計上していない。

申請概要（賠償負担金相当収益）②

今回申請（前回は該当費目なし）

（単位：百万円（※単位未満は四捨五入））

		2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均
北海道電力	賠償負担金相当収益	1,224	1,225	1,224	3,672	1,224
	北海道電力ネットワーク(株)	1,224	1,225	1,224	3,672	1,224
東北電力	賠償負担金相当収益	1,963	1,952	1,945	5,860	1,953
	東北電力ネットワーク(株)	1,657	1,646	1,640	4,944	1,648
	東京電力パワーグリッド(株)	306	305	305	916	305
北陸電力	賠償負担金相当収益	832	832	832	2,495	832
	東京電力パワーグリッド(株)	0	0	0	1	0
	中部電力パワーグリッド(株)	84	84	84	251	84
	関西電力送配電(株)	103	103	103	308	103
	北陸電力送配電(株)	645	645	645	1,935	645
中国電力	賠償負担金相当収益	1,825	1,825	1,825	5,475	1,825
	中国電力ネットワーク(株)	1,825	1,825	1,825	5,475	1,825
四国電力	賠償負担金相当収益	2,540	2,540	2,540	7,619	2,540
	東京電力パワーグリッド(株)	19	19	19	58	19
	中部電力パワーグリッド(株)	25	25	25	74	25
	関西電力送配電(株)	133	133	133	399	133
	四国電力送配電(株)	2,363	2,363	2,363	7,088	2,363

申請概要 (賠償負担金相当収益) ③

- 各事業者とも、経済産業大臣から一般送配電事業者へ通知された回収すべき賠償負担金の額等を基に、原価算定期間に当該事業者から払い渡される賠償負担金相当収益を算定している。

(単位：百万円 (※単位未満は四捨五入))		回収すべき	回収期間※	2023～25年度に	今回申請 (平均)	差額
		賠償負担金の額※		回収すべき金額		
		A	B	(平均) C	D	C - D
北海道電力	賠償負担金相当収益	6,254		1,251	1,224	27
	北海道電力ネットワーク(株)	6,254	5年	1,251	1,224	27
東北電力	賠償負担金相当収益	10,489		2,098	1,953	145
	東北電力ネットワーク(株)	8,765	5年	1,753	1,648	105
	東京電力パワーグリッド(株)	1,724	5年	345	305	40
北陸電力	賠償負担金相当収益	4,158		832	832	—
	東京電力パワーグリッド(株)	1	5年	0	0	—
	中部電力パワーグリッド(株)	418	5年	84	84	—
	関西電力送配電(株)	513	5年	103	103	—
	北陸電力送配電(株)	3,225	5年	645	645	—
中国電力	賠償負担金相当収益	9,125		1,825	1,825	—
	中国電力ネットワーク(株)	9,125	5年	1,825	1,825	—
四国電力	賠償負担金相当収益	12,699		2,540	2,540	—
	東京電力パワーグリッド(株)	97	5年	19	19	—
	中部電力パワーグリッド(株)	123	5年	25	25	—
	関西電力送配電(株)	666	5年	133	133	—
	四国電力送配電(株)	11,813	5年	2,363	2,363	—

※2020年7月に経済産業大臣によって承認を受けた当初5年間の回収額及び回収期間

申請概要（賠償負担金相当収益）④

- 各事業者の賠償負担金相当収益の算定方法は以下のとおり。

北海道電力

- ・ 電気事業法施行規則等に基づき、北海道電力NWと「賠償負担金に関する支払契約」を締結。
- ・ 今回申請では、上記契約により定められた「託送回収単価」に、北海道エリアにおける2023～25年度の想定需要電力量を乗じ、一般送配電事業者の回収額を算定。

東北電力

- ・ 電気事業法施行規則等に基づき、東北電力ネットワーク及び東京電力パワーグリッドと「賠償負担金に関する支払契約」をそれぞれ締結。
- ・ 今回申請は、現行託送料金に基づき申請していることから、上記契約により定められた「託送回収単価」に、2022年度の送配電事業者供給計画における2023～25年度の想定需要電力量を乗じ一般送配電事業者ごとの回収総額を算定し、当該回収総額を対象となる各事業者ごとの通知額の比率で按分することで算定。

北陸電力

- ・ 2020年7月に経済産業大臣から承認を受けた5年間で回収すべき賠償負担金の額から1年当たりの回収額を算定。

中国電力

- ・ 当初5年間で回収すべき賠償負担金の額（9,125百万円）について、回収期間（5年間）で等分に支払われることを想定。
- ・ 2023～25年度について、1,825百万円／年を計上。

四国電力

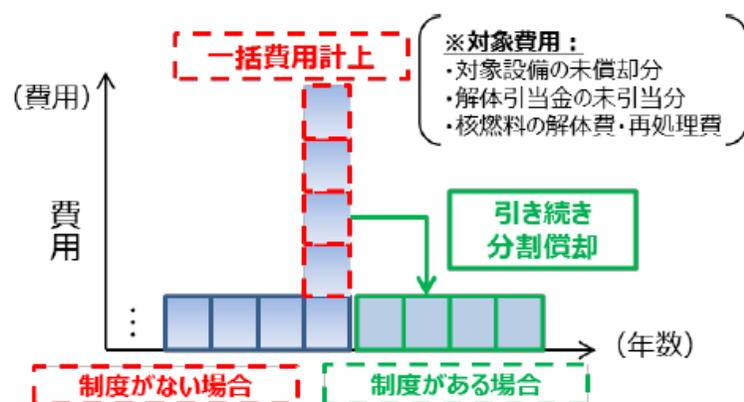
- ・ 経済産業大臣より通知を受けた、当社へ払い渡される賠償負担金の額のうち、託送回収制度が開始された2020年10月から5年間で払い渡される金額127億円について、5年間で均等案分した金額25億円／年（3カ年計：76億円）を原価算定期間に織込み。

廃炉円滑化負担金の概要

廃炉会計制度について

- 「原発依存度低減」は、エネルギー政策の基本方針。
- 福島第一原子力発電所の事故後、政府として「原子力依存度低減」を進める上で、事業者が想定していたよりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価が一括減損し、一時的に多額の費用が生じることから廃炉判断を躊躇する可能性があった。
- このため、「円滑な廃炉を促す環境を整備する」観点から、2013年に「廃炉会計制度」を措置し、費用の分割計上を可能とした。（ただし、当時は小売規制料金が残し、原価算入を認めることが前提。）
- これまで、廃炉会計制度の下、原子力発電事業者7社が計15基の廃炉判断を行っている。
- 小売規制料金が原則撤廃される2020年以降、制度を安定的に継続させる観点から、2017年に、この「廃炉会計分」を分割し、託送料金の活用を可能とする制度を措置（省令改正）を行った。この制度措置は、「エネルギー基本計画」（2018年7月閣議決定）に示されている。

＜廃炉会計制度の効果イメージ＞



＜廃炉会計制度の措置後に廃炉判断が行われた7社15基＞

原子力発電事業者	プラント名
東北電力	女川1号機
東京電力	福島第二1号機、2号機、3号機、4号機
関西電力	美浜1号機、2号機
	大飯1号機、2号機
中国電力	島根1号機
四国電力	伊方1号機、2号機
九州電力	玄海1号機、2号機
日本原子力発電	敦賀1号機

【参考】託送料金の仕組みを利用した回収スキーム（概要）

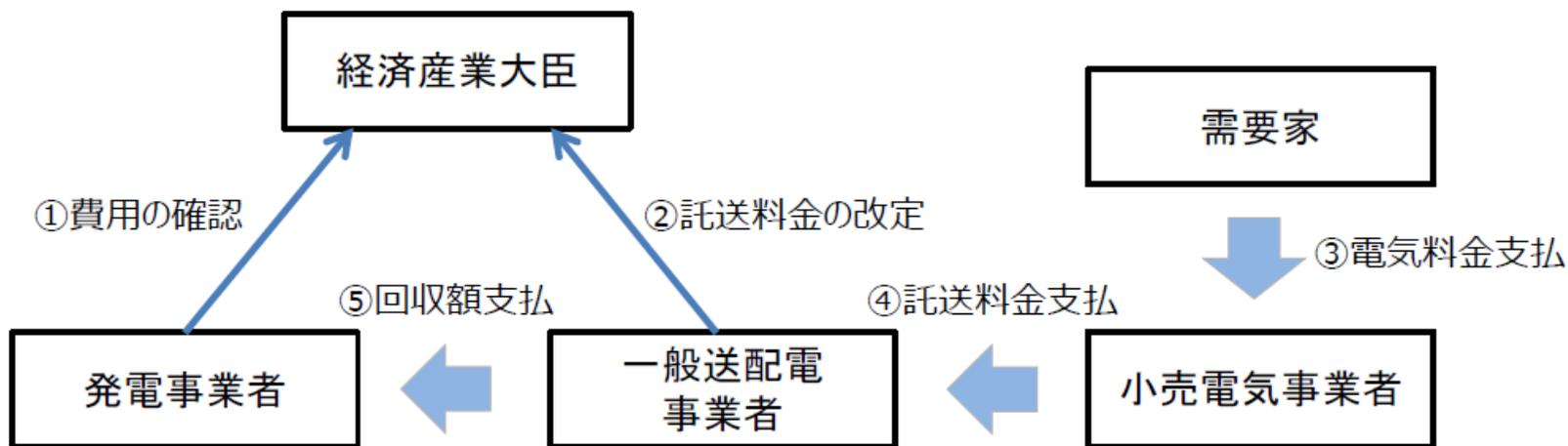
託送料金の仕組みを利用した回収スキーム（概要）

2017年7月第4回電力・ガス基本政策
小委員会 事務局提出資料 一部加工

- 原子力事故の賠償の備えの不足分及び廃炉に関する会計制度分について、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収するに際しては、まず、発電事業者において、それぞれの費用の額を明確化する必要がある。
- その上で、一般送配電事業者は、回収額を託送料金に織り込み、小売電気事業者から託送料金として電力量に応じた回収し、回収額を発電業者に支払うこととなる。

※特定の発電所において発電された電気が複数の旧一般電気事業者の管内の需要家に供給されていた場合、その発電所に関連する賠償の備えの不足分や廃炉に関する会計制度分は、複数の一般送配電事業者に配分されることとなる。

<託送料金の仕組みを利用した回収スキーム>



【参考】廃炉円滑化負担金相当収益に係る対象項目

- 発電事業者たるみなし小売電気事業者（以下「申請者」という。）は、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）の規定により、経済産業大臣宛てに、廃炉円滑化負担金の額の承認を申請する。
- 経済産業大臣は、申請者から申請のあった廃炉円滑化負担金の額に関し、規則の規定に基づいて承認する。また、規則の規定に基づき、申請者宛てに、一般送配電事業者に通知した回収すべき廃炉円滑化負担金の額等を通知する。
- 当該通知に当たっては、通知した一般送配電事業者ごとに、以下の対象項目別に、回収すべき廃炉円滑化負担金の額及び回収期間が記載されている。
 - ①原子力特定資産簿価：原子炉格納容器などの廃止措置中も引き続き役割を果たす設備の帳簿価額 等
 - ②原子力廃止関連仮勘定簿価：廃炉した原子力発電設備等の帳簿価額 等
 - ③原子力発電施設解体引当金の要引当額

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）①

- 各事業者の廃炉円滑化負担金相当収益の申請内容は、次ページ以降のとおり。
- 北海道電力・北陸電力は、廃炉した原子力発電所がないため、経済産業大臣への廃炉円滑化負担金の承認申請を行っていないことから、今回の料金改定申請では、廃炉円滑化負担金相当収益を計上していない。
- 東京電力EPは、発電事業者ではなく、経済産業大臣への廃炉円滑化負担金の承認申請を行っていないため、今回の料金改定申請では、廃炉円滑化負担金相当収益を計上していない。
- 沖縄電力は、原子力発電所を所有していないため、廃炉円滑化負担金相当収益を計上していない。

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）②

(単位：百万円（※単位未満は四捨五入）)

今回申請（前回は該当費目なし）

		2023年度	2024年度	2025年度	合計	平均
東北電力	廃炉円滑化負担金相当収益	3,603	3,580	3,567	10,750	3,583
	東北電力ネットワーク(株)	3,603	3,580	3,567	10,750	3,583
中国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	791	518	518	1,827	609
	中国電力ネットワーク(株)	791	518	518	1,827	609
四国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	5,770	5,770	5,770	17,311	5,770
	四国電力送配電(株)	5,770	5,770	5,770	17,311	5,770

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）③

- 各事業者とも、経済産業大臣から一般送配電事業者へ通知された回収すべき廃炉円滑化負担金の額等を基に、原価算定期間に当該事業者から払い渡される廃炉円滑化負担金相当収益を算定している。

(単位：百万円（※単位未満は四捨五入）)		回収すべき廃炉円滑化	回収期間※	2023～25年度に	今回申請（平均）	差引
		負担金の額※	B	回収すべき金額	D	C - D
		A		(平均) C		
東北電力	廃炉円滑化負担金相当収益	36,857		3,812	3,583	229
	東北電力ネットワーク(株)				内訳なし	
	①原子力特定資産簿価	2,638	15年	176		
	②原子力廃止関連仮勘定簿価	24,679	10年	2,468		
	③原子力発電施設解体引当金の要引当額	9,540	8年2ヶ月	1,168		
中国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	9,068		609	609	-
	中国電力ネットワーク(株)					
	①原子力特定資産簿価	7,774	15年	518	518	-
	②原子力発電施設解体引当金の要引当額	1,294	3年2ヶ月	91	91	-
四国電力	廃炉円滑化負担金相当収益	57,339		5,770	5,770	-
	四国送配電(株)					
	①原子力特定資産簿価	7,487	15年	499	499	-
	②原子力廃止関連仮勘定簿価	43,834	10年	4,383	4,383	-
	③原子力発電施設解体引当金の要引当額(伊方2号)	4,023	7年7ヶ月	531	531	-
④原子力発電施設解体引当金の要引当額(伊方1号)	1,995	5年7ヶ月	357	357	-	

※2020年7月に経済産業大臣によって承認を受けた回収額及び回収期間

申請概要（廃炉円滑化負担金相当収益）④

- 各事業者の廃炉円滑化負担金相当収益の算定方法は以下のとおり。

東北電力

- 電気事業法施行規則等に基づき、東北電力ネットワークと「廃炉円滑化負担金に関する支払契約」を締結。
- 今回申請は、現行託送料金に基づき申請していることから、上記契約により定められた「託送回収単価」に、2022年度の送配電事業者供給計画における2023～25年度の想定需要電力量を乗じ回収総額を算定し、当該回収総額を対象となる各事業者ごとの支払見込額の比率で按分することで算定。

中国電力

- 回収すべき廃炉円滑化負担金の額（①7,774百万円、②1,294百万円）に関し、回収期間（①15年、②3年2カ月）で等分に支払われることを想定。
- ①は、2023～25年度について、518百万円／年を計上。
- ②は、回収期間が2023年11月までのため、2023年度に8ヶ月分の272百万円を計上。

四国電力

- 経済産業大臣より通知を受けた、当社へ払い渡される廃炉円滑化負担金の額を、原子力特定資産・原子力廃止関連仮勘定・解体引当金の未引当額にそれぞれ定められた回収期間で均等案分した金額の合計額58億円／年（3カ年計：173億円）を原価算定期間に織込み。

審査における論点（控除収益）

- 電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益、廃炉円滑化負担金相当収益について、
契約又は法令等に基づき、適切に算定されているか。

審査の結果（控除収益） ①

【電気事業雑収益】

＜東北電力＞

- ① **減電補償金**の算定において、過去実績に比べて減収を見込んでいるが、合理的な理由がないため、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② **外貨での物品売却益**の算定において、円貨転換に係る手数料相当（1円／ドル）を考慮した為替レート（136円／ドル）に基づき算定した売却額と当該資産の簿価との差額を計上しているが、燃料費等の算定諸元と同様に、円貨転換に係る手数料相当を含めない為替レート（137／ドル）で再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ③ **雑口に係る一部**において、過去実績があるにも関わらず原価算定期間では収益が発生しないものとして計上していないが、計上しない合理的な理由がないため、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ④ **供給雑収（書面発行手数料）**の算定において、自由化部門のみで発生することから計上していないが、同様に自由化部門のみで発生する収益（契約超過金等）は控除収益に計上しており、整合性を図る観点から、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ⑤ **棚卸資産の帳簿価額の修正益**の算定において、将来に損と益のどちらに振れるか分からないため計上していないが、過去の実績で一定程度必ず発生していることから、特殊要因を除き、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ②

<東京電力EP>

- ① 供給雑収（請求書発行手数料・期中解約金）の算定において、過去の実績に需要想定値（伸び率）を乗じて算定しているが、直近の実績や需要想定値（伸び率）を反映して再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

<北陸電力>

- ① 供給雑収（棄損料金取立益及びその他）の算定において、販売電力量の増減に基づいて想定しているが、当該収益と販売電力量との間に相関がみられないことから、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

<中国電力>

- ① 高効率発電システムの実証実験に用いるユーティリティ供給契約の算定において、OCG実証設備の運転・停止期間に連動するため、過去の実績金額をもとに、原価算定期間における運転・停止期間を考慮して算定しているところ、直近の実績に更新して再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② 高効率発電システムの実証実験に用いる設備利用料の算定において、将来の発生見込みの合理的な算定が難しいため計上していないが、2022年度も当該収益が発生しているため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ③

- ③ **共架料**の算定において、将来の発生見込みを直近の単年度実績で想定しているが、合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ④ **原子燃料契約関係**の算定において、昨年7月時点の市況価格を用いて核燃料資産の貸与の対価としての利用料を算定しているが、申請時点で参照しうる最新の市況価格を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

<四国電力>

- ① **棚卸資産の帳簿価額の修正益**の算定において、棚卸資産の修正が発生しない前提としていたが、過去実績を踏まえても一定程度発生する蓋然性が高いものであるため、過去平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② **解約違約金**の算定において、需要想定との整合などを踏まえ、直近の発生状況が継続する前提としていたが、過去実績に比べて減収を見込む合理的な理由にはあたらないため、特殊要因を除き、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ④

<沖縄電力>

- ① **違約金収入**の算定において、将来を想定することは困難であるため未計上としているが、未計上とする合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ② **受託工事益**の算定において、将来を想定することは困難であるため未計上としているが、未計上とする合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ③ **広告料**の算定において、将来の発生見込みに関し、過去実績のうち一部について将来発生しないと想定しているが、発生しないことの合理的な理由はないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。
- ④ **棚卸資産の帳簿価額の修正益**の算定において、将来の発生見込みに関し、過去実績のうち一部について将来発生しないと想定しているが、発生しないことの合理的な理由はないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

審査の結果（控除収益） ⑤

【預金利息】

＜北海道電力＞

- ① **預金利息**の算定において、直近の単年度実績水準で想定しているが、合理的な理由がないため、過去の平均実績を踏まえて再算定し、足らざる部分について料金原価から減額する。

【賠償負担金相当収益】

＜北海道電力＞

- ① 事業者から、賠償負担金相当収益について、審査の結果、経済産業大臣から通知を受けた「5年間で回収すべき賠償負担金の額」から「1年あたりの回収額」を算定する方法で算定すべきとの方針が決定された場合、当該方針に沿って算定する旨の報告があったことから、事業者の報告のとおり、料金原価の補正を求めることとする。

＜東北電力＞

- ① 事業者から、賠償負担金相当収益について、現行の託送料金に基づき申請しており、新たな託送料金が認可された場合、他事業者と同様の算定を行う旨の報告があったことから、事業者の報告のとおり、料金原価に補正を求めることとする。

審査の結果（控除収益） ⑥

【廃炉円滑化負担金相当収益】

＜東北電力＞

- ①事業者から、廃炉円滑化負担金相当収益について、現行の託送料金に基づいて申請しており、新たな託送料金が認可された場合、他事業者と同様の算定を行う旨の報告があったことから、事業者の報告のとおり、料金原価に補正を求めることとする。

【その他】

- その他、審査の結果、料金原価に織り込まれた費用が変化した項目がある場合、これらの項目を基に算定している控除収益については、その変化分を反映する。

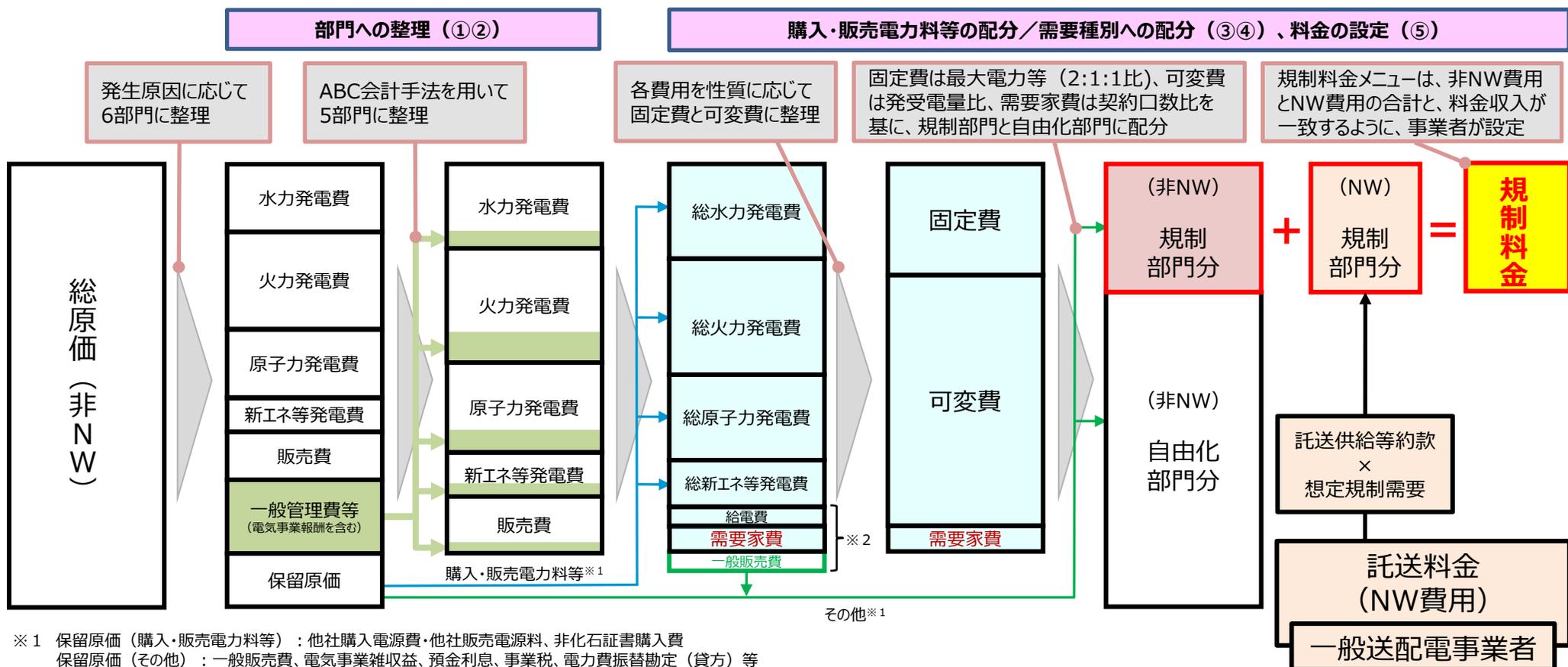
1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課
 - 6-12. 控除収益
 - 6-13. 費用の配賦**
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

費用の配賦の概要

- みなし小売電気事業者（※）は、総原価（非ネットワーク（非NW）費用に限る）を**6部門へ整理（①）**した上で、**一般管理費等を他部門へ配分（②）**することで、5部門の費用に整理する。
- その上で、5部門の費用に対して、**購入・販売電力料等を配分（③）**する。さらに、各費用をその性質に応じて**固定費・可変費に整理した上で、規制部門と自由化部門の2需要種別に配分（④）**する。
- これらのプロセスを経て算定された規制部門分の非NW費用に、規制部門分のNW費用を加算した上で、電気の使用条件の差などを考慮して、**契約種別ごとの規制料金を設定（⑤）**する。

（※）沖縄電力は送配電部門との一体会社であり、NWを含む総原価から算定するなど、算定フローが一部異なることに留意。



※ 1 保留原価（購入・販売電力料等）：他社購入電源費・他社販売電源料、非化石証書購入費
 保留原価（その他）：一般販売費、電気事業雑収益、預金利息、事業税、電力費振替勘定（貸方）等
 ※ 2 給電費：給電設備に係る費用
 需要家費：調定及び集金に係る費用
 一般販売費：その他販売に係る費用

【参考】ABC会計手法 (Activity-Based Costing : 活動基準原価計算) による整理

- **ABC会計手法は**、複数の部門に関連する一般管理費等を、以下の**3段階で各部門に整理する手法**である。
 - **直課**：特定の部門に紐付けることが可能な費用について、当該部門に直接配分すること。
 - **帰属**：直課できない費用について、客観的かつ合理的な基準（コストドライバー）を設定し、それに従って各部門に配分すること。
 - **配賦**：直課や帰属では整理できない費用を、代理的な比率を用いて各部門に配分すること。
- 帰属・配賦の基準は料金算定規則に定められているが、各事業者が経済産業大臣に届け出ることによって、事業者の実情に応じた基準を設定することも可能である。

ABC会計手法による整理 (イメージ)

費用の配賦
(イメージ図より抜粋)

ABC会計手法を用いて
5部門に整理



一般管理費等

一般管理費等
...
修繕費 (20億円)
...
研究費 (20億円)
...
電気事業報酬 (450億円)
合計 (1,000億円)

料金算定規則
別表第2第2表 (抜粋)

一般管理費等	一般管理費等	
	活動帰属基準	配賦基準
...
修繕費	各部門業務用建物 床面積比	
...
研究費		直課された研究費比
...
電気事業報酬	電気事業報酬	内容ごとに各部門 設備別帳簿価額比

水力発電費への配分※

	水力発電費		
	直課	帰属	配賦
...
修繕費	-	5億円	-
...
研究費	1億円	-	1億円
...
電気事業報酬	-	-	50億円
合計	150億円		

※その他の部門（火力発電費・原子力発電費・新エネルギー等発電費・販売費）への配分も同様。

【参考】固定費と可変費の整理（イメージ）

- 整理された各費用（需要家費及び一般販売費を除く）を、販売電力量に応じて変動する費用（可変費）と、販売電力量にかかわらず必要な費用（固定費）に配分して整理する。

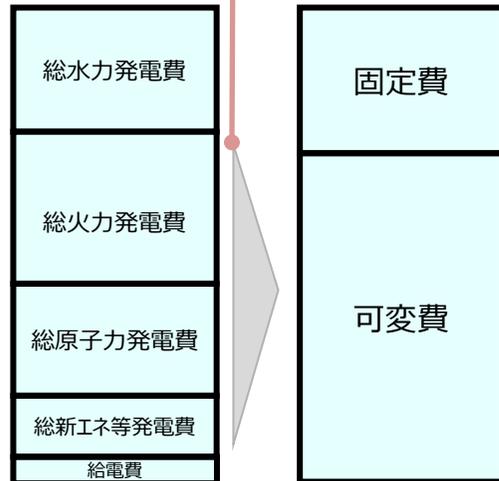
固定費と可変費の整理

費用の配賦
(イメージ図より抜粋)

固定費・可変費の具体例

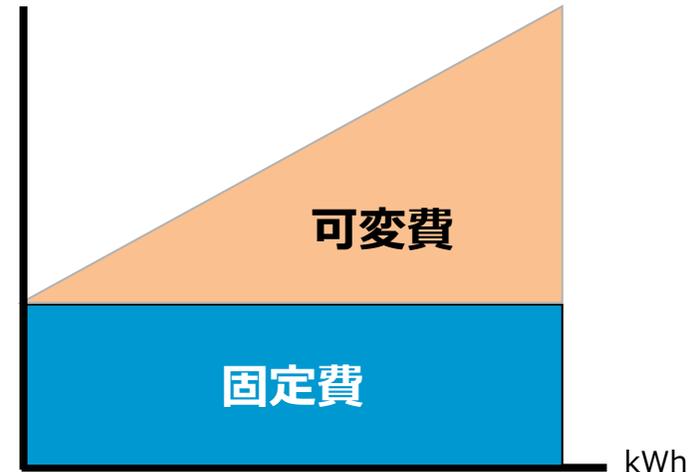
固定費・可変費のイメージ

各費用を性質に応じて
固定費と可変費に整理



可変費	販売電力量に応じて変動する費用 【具体例】 ・燃料費 ・他社購入電源費のうち、電力量料金 など
固定費	販売電力量にかかわらず必要な費用 【具体例】 ・人件費 ・減価償却費 ・他社購入電源費のうち、基本料金 など

費用



kWh

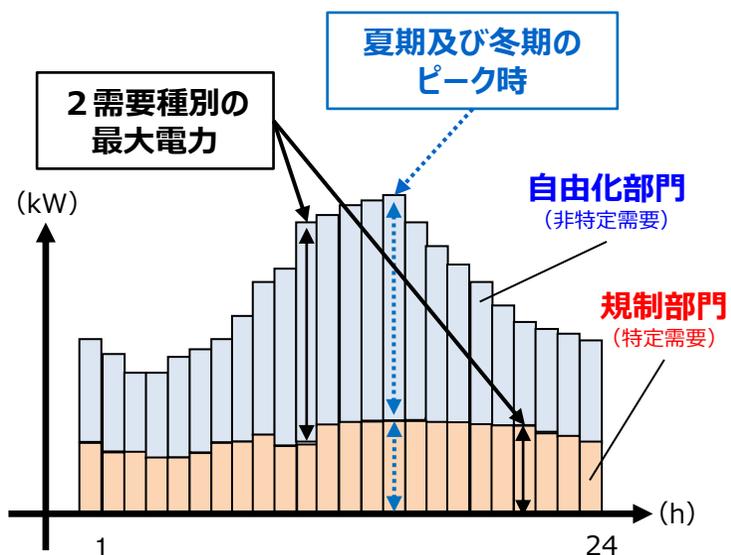
【参考】固定費の配分方法（2：1：1法）

- **固定費**（販売電力量にかかわらず必要な費用であり、概ねkWに比例する原価が対象）を**需要種別に配分**する際には、料金算定規則に基づき、以下に示す「**2：1：1法**」が用いられる。
- 「**2：1：1法**」は、以下の①～③を合成した比率を用いて、**固定費**※1を**2需要種別**※2（自由化部門（特別高圧・高圧・低圧自由の合成）と規制部門（低圧規制））に**配分する方法**である。
 - ①各需要種別の最大電力（kW）の比率に、「2」のウェイト。
 - ②夏期及び冬期のピーク時（尖頭時）における各需要種別の需要電力（kW）の比率に、「1」（夏期：0.5、冬期：0.5）のウェイト。
 - ③各需要種別の発受電量（kWh）の比率に、「1」のウェイト。

※1：水力発電費・火力発電費・原子力発電費・新エネルギー等発電費・給電費のうち、固定費に配分された費用。

※2：沖縄電力では、3需要種別（①自由化部門（特別高圧・高圧自由・低圧自由の合成）、②高圧規制及び③低圧規制）に配分。

【イメージ図】



固定費の2需要種別への配分イメージ

	最大電力 (kW)	ピーク時の需要電力 (kW) (尖頭時責任電力)		発受電量 (kWh)
		夏期	冬期	
自由化部門 (非特定需要)	460 (92.0%)	445 (92.7%)	437 (93.0%)	2,800 (93.3%)
規制部門 (特定需要)	40 (①8.0%)	35 (②7.3%)	33 (③7.0%)	200 (④6.7%)
合計	500 (100.0%)	480 (100.0%)	470 (100.0%)	3,000 (100.0%)



「2：1：1法」による計算結果

規制部門（特定需要）への固定費の配分比率（%）

$$= (\text{①}8.0\% \times 2 + \text{②}7.3\% \times 0.5 + \text{③}7.0\% \times 0.5 + \text{④}6.7\% \times 1) \div 4 = \text{約}7.5\%$$

【参考】固定費の配分（2：1：1法）における最大電力等の算定方法

● 固定費の配分（2：1：1法）における「最大電力（kW）」と「夏期及び冬期のピーク時の総需要（尖頭時責任電力）（kW）」の算定方法は、概ね以下のとおり。

- 前提条件である需要想定等に基づき、夏期及び冬期のピーク時の2需要種別（※）（自由化部門（特別高圧・高圧・低圧自由）と規制部門（低圧規制））の合計需要を、スマートメーターの実績データ等を基に、各時間帯に展開する。（※沖縄電力は3需要種別に展開すること留意。）
- 規制部門の需要が最大となる時間の需要を、「最大電力（kW）」とする。
- 2需要種別の合計需要が最大となる時間の需要を、「夏期及び冬期のピーク時の総需要（kW）」とする。

最大電力等の算定イメージ（夏期の場合）

